

第三十一回 参議院法務委員会會議録第五号

昭和三十四年二月十日(火曜日)午前十一時五十八分開会

委員の異動

二月五日委員大谷豊潤君辞任につき、その補欠として堀末治君を議長において指名した。

二月九日委員堀末治君辞任につき、その補欠として大谷豊潤君を議長において指名した。

本日委員野本吉吉君、森田義衛君及び江田三郎君辞任につき、その補欠として山本利寿君、迫水久常君及び横川正市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 古池 信三君
理事 大川 光三君
一松 定吉君
高田なほ子君

委員

大谷 豊潤君
迫水 久常君
山本 利寿君
吉野 信次君
亀田 得治君
北村 暢君
横川 正市君

国務大臣

法務大臣 愛知 揆一君
政府委員 警察庁刑事局長 中川 重治君
警察庁警備局長 江口 俊男君
法務大臣官房長 津田 實君
法法制調査部長 竹内 壽平君
法務省刑事局長 市君が選任されました。

法務省人権擁護局長 鈴木 才藏君

最高裁判所長官 代理者(総務局長) 海部 安昌君
総務課長 事務局側 常任委員 西村 高見君
会専門員

説明員 法務大臣官房 司法法制調査 貞家 克巳君
部付検事

本日の会議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○検察及び裁判の運営等に関する調査の件
(東京都荒川区における通り魔事件に関する件)
(静岡県下における全通労組員逮捕問題に関する件)

○派遣委員の報告

○委員長(古池信三君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

最初に委員の異動について報告いたします。

本日江田三郎君が辞任され、横川正市君が選任されました。

○委員長(古池信三君) 本日は、都合によりまして、最初に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上、いずれも予備審査でありましたが、この両案を一括して議題といたします。まず提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与の改訂を行い、あわせて現行の暫定手当の一定の額を俸給に繰り入れる措置等を講ずることとし、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出し、御審議を仰いでおります。

この裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する両法律案は、一般の政府職員の給与の改訂に伴い、裁判官及び検察官の報酬または俸給の号及びその月額等を改正しようとするものであります。

以下、改正の要点を説明いたします。

まず第一に、一般の政府職員については、初任給の引き上げ及びこれに伴う俸給月額の改訂を行い、また、一部の俸給表の一等級について二つの号俸の新設を行うこととしたしておりますので、裁判官及び検察官につきましても、これに準じてその報酬または俸給の号及びその月額を改めようとするは、裁判事について、判事一号の報酬月額をこえる特別の報酬月額の規定を設け、特別のものに限り、当分の間これを適用しようとするものであります。

この改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和三十四年四月一日から施行されることとなっております。

第二に、一般の政府職員の例に準じ、昭和三十四年十月一日から、判事、判事補及び簡易裁判所判事並びに検事及び副検事について、現行の暫定手当の一定の額、すなわちいわゆる一級地に在勤する者に支給される額に相当する額を報酬または俸給の各月額に繰り入れる措置を講じようとするものであります。

第三に、他の特別職の職員の例に準じ、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官並びに検事総長、次長検事及び検事長については、諸般の事情にかんがみ、さきに述べました暫定手当の一定の額を報酬または俸給の各月額に繰り入れる措置は、これを行わないこととなりましたので、昭和三十四年十月一日から、その暫定手当の一定の額を報酬または俸給とみなし、恩給、退職手当及び寒冷地手当等の額の計算の基礎としようとするものであります。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(古池信三君) 以上の両案につきましても本日の審査はこの程度にとどめ、あとは次回に議することいたします。

○一松定吉君 ちよつとお願ひですが、これは今度の改正案ですか、この俸給の金額は。

○国務大臣(愛知揆一君) はあ。

○一松定吉君 それならば、旧の俸給の表を次回に御提出願って、比較して研究したいのですから、旧の俸給の対照比較表、それを一つ御提出願ひたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 承知いたしました。

○横川正市君 ちよつとお聞きますが、勧告に基づいて行われる裁判官、検察官の俸給等に関する諸法律は、内閣委員会が担当委員会になるのじやないかと思うのですが、法務委員会へかけられた趣旨はどういうわけですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは、前に、本件について改正をいたしました法律案の御審議を願いましたときの先例も法務委員会でご覧いただいたのと、それからその趣旨は、当時から司法制度の改正は問題であるということで、法務委員会に取り扱われることになつておるようになりまして、法務委員会に御審議をお願いすることにいたしましたのであります。ほかに他意はございません。

○横川正市君 これは、議運を通して委員会に付託されたものですから、私の方でもちよつと調べて、後刻質問したいと思ひます。

○委員長(古池信三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日野本品吉君が辞任され、山本利寿君が後任に選任されました。さらに森田義衛君が辞任され、迫水久常君が選任されました。

○委員長(古池信三君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、以上を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○大川光三君 今回の改正によりまして、広島県豊田郡瀬戸田町は、竹原簡裁管内から因島簡裁管内に変更されることになるのでありますが、その結果といたしまして、裁判所への所要時間が従来の半分以上の短縮という、地元民のためには非常な利便が与えられると思ひます。かような利便というものは、もつと早くから考慮に入れなければならなかつたのじゃないかと存するのでありますが、ようやく今日に至つて変更しようという理由を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(眞家克巳君) 瀬戸田町の区域を、因島簡裁の方が便利であるならば、もつと早くから管轄を変更すべきではなかつたかというお問い合わせでございますが、この下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律が制定されました昭和二十二年当時におきましては、主として多く、市とか郡とかという単位をもつて各管轄区域を分けたのでござい

ます。その当時、因島はまだ市制がしかれておりませんでしたけれども、当時は、昔の備後の国でございまして、御調郡に属しておりました。それに対して瀬戸田町の方は、豊田郡という別の郡に属しておつたという関係から、当時各方面の意向が、豊田郡に属する瀬戸田町の方は竹原簡裁裁判所の方がよからうという結果になったものと存じます。その後におきまして、政府といたしましては、市町村の廃置分合というよりなことがございまして、管轄区域が変動するといふような場合には、それに関連のあるよりな土地につきましては、いろいろ地元で管轄変更の希望というよりなものを聞く機会がございまして、積極的に、この瀬戸田町につきましては、地元から管轄の変更をしてくれという意向を聞くことがつたのでございまして、それが、昨年の八月に至りまして、地元の希望が換事を進まして政府の方に上申がございまして、それを契機にいたしました結果、各方面の意向を聴取いたしました結果、各方面も、交通が便利であるから、因島の方に管轄を変更して欲しいという希望に一致いたしました。それで、今回のこの機会に、管轄変更をいたしたいということになつた次第でございまして。

○大川光三君 ただいまの御説明で、事情はよくわかりました。しかし、また一面、市町村の廃置分合に伴つて、管轄裁判所が変更されることになる結果、あるいは従前に比して、地元民に逆に不便を与えるような場合も予想されるのでありますが、そういうよりなものであります。市町村の廃置分合に伴う管轄裁判所の変更ということ、地元民に對する

る不便といふことについての、ことし地元民に不便を与えるというよりな例はないのでしうか、何かせていた

○説明員(眞家克巳君) 御承知のように、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の規定によりまして、市町村の廃置分合等がございまして、それに伴つて、当然に裁判所の管轄区域が変動になる場合がございまして、今回の改正案におきましても、十数箇所そういった個所があるかと存じます。しかし、この場合には、法律上管轄区域の変更が起つたからといって、それを当然に妥協な状態であると認めるわけではございせん。と申しますのは、今お尋ねがございまして、それに

よつて、管轄区域を当然に変更されたままにしておくことが、かえつて住民の不利になるという場合が絶無ではございせんから、そういうことを考慮いたしまして、そういう法律上当然の管轄変更がございまして、そのつど、政府といたしましては、最高裁判所、それから各地元の検察庁に照会いたしまして、さらにそれを通じまして、地元町村、関係弁護士会そのほかの機関の意見を聴取いたします。そう

に、これはもう一度もとの通りに戻してもらいたいというよりな意見がございまして、あらためてその意見が生じた原因等について詳しく調査いたしました。なお疑問があれば、現地に出張して調査するといふよりな方法を尽しまして、十分各方面の意見の基く原因といふものを調査いたしまして、調整をはかつた結果、やはりもとの通りに再変更すべきだとい

結論に達しました場合には、一たん法律上当然に管轄変更がございましたのかからず、再び変更する、あるいは法律の規定によりまして当然変更したままでよろしいという結論に達した場合には、その結果を法律案に織り込むという態度で立案いたしておりますから、仰せのよりな住民の不便不利益といふことは、今回の改正案におきましては、今度の改正案におきま

○大川光三君 ちよつと、それに関連してのお尋ねであります。市町村の廃置分合といふことは別にいたしまして、現に地方の状況、交通上の環境から、現在の簡易裁判所を変更して欲しいといふよりな要望がある実例はあるのでしうか。もしそういう要望があれば、当局はどういう処置をせられるか、伺つておきたい。

○政府委員(津田實君) ただいまのお尋ねでございますが、ただいまのところ、要望のあるものは、この法案に織り込んでございまして、広島県の生口島関係、それから熊本県の三角関係の二つでございまして、そのほかには、ただいまのい次第でございまして、要望がありますれば、必ず調査をいたし、早急に結論を出しておる次第でございまして。

○大川光三君 ちよつと、ただいまのを聞き漏らしましたが、どことどこですか。

○政府委員(津田實君) 広島県の、瀬戸内海にありまして生口島、それから熊本県の三角半島の関係でございまして、本島の三角半島の関係でございまして、範囲では、さきに、秋田県森吉町では、米内沢に簡易裁判所を設置してもら

いたいという請願が、それが採択になつておるにもかからず、これに對して当局としてどういふ態度をとつておられるのか。もうすでにできたのですか。請願で採択されながら、その要望を満たしてないのか。その点を伺いたい。

○政府委員(津田實君) ただいま申し上げましたのは、現在存在いたしますところの簡易裁判所の管轄変更の問題についてお答え申し上げたわけでございます。

問題は、この新設の要望の点でございますが、これにつきましては、ただいま御指摘のよりな、秋田県北秋田郡森吉町米内沢に簡易裁判所を設置されたいという請願がございまして、第十六国会において採択いたされて、これは、御指摘の通りでございまして。これにつきましては、その後も陳情等がございまして、あるいは陳情に對しては、この米内沢地区に設置を要望されている部分は、非常に面積が広いといふ点は、まことにその通りであるわけでありまして、人口は必ずしも多くございせん。約四万余りでござい

ます。それから事件数を申しますと、昭和三十三年におきましては、民事訴訟が六十三件、刑事訴訟が二十五件、三十三年度におきましては、七月までの統計でございまして、民事訴訟が三十四件、刑事訴訟十二件といふよりな状態でございまして。全国簡易裁判所の事件数の順位から考え、事務の繁閑の順位から考えますと、大体四百五十位ぐらいの程度になる。全国に簡易裁判所五百七十箇所ありますが、そのう

ちから申しますと、非常に下位に属しているわけでございます。あるいは御承知かと存じますが、簡易裁判所のあり方につきましては、ただいまのところ、非常に問題があるわけでございます。これは、ある程度統合を要するのじゃないかという考え方があつたわけでございます。その統合を必要とする理由等につきましては、いろいろあるわけでありまして、これを設置いたしました当時から見ますと、交通事情が非常に変わつてゐるというやうなことがございまして、分散した個所に裁判官その他の職員を配置いたしましたことは、全体といたしまして事務の能率上の問題がある。ことに現在におきます裁判官の数の十分でありません時代においてはなおさらだといふやうなこともございまして、簡易裁判所の整理統合といふことは当然考へるべき問題であるといふことになつて、十分政府におきましても調査いたしてゐるところでございますが、そういう問題がありまして、非常に事件数において下位であるといふやうな所に設置するのはいかにも不都合と、設置いたすにつきますと、相当の財政的な負担も要するわけでございます。ただいまのところは、この米内沢にすぐ設置すべきであるという結論は出ない状況になつてゐる次第でございます。そのほかにおきまして、若干の地区に要望がある場所もあるわけでございますが、切実な要望として考へられてゐる所は今のところないわけでございます。

○大川光三君 ただいま御答弁のうち

に、簡裁の整理統合というお言葉が出ましたが、私ども、実際に裁判所の関係の仕事をしてゐるものとしてしまつても、これは整理統合は思ひ切つて早急にやるべきだといふ一つの考え方を持つてゐるわけでありまして、と申しますのは、現在簡易裁判所でありながら、民事訴訟事務の取扱ひを停止されてゐるものが四十三カ所もあるやに何つております。しかも、それらの民事訴訟事件の停止をされた分についての事務というものは、地方裁判所または支部所在地にある簡易裁判所が取り扱つておる、地裁または支部所在地にある簡裁が、これらの事務を取り扱つてゐるやうなことが、いわゆる「当分の間」といふことになつてゐるわけでありまして、その「当分の間」がずいぶん長い間これは継続されておると思ひます。一体「当分の間」といふで打ち切るのかという疑問がございまして、それを機会に整理統合へ持つて来なきやならぬ、かように思ふのでございまして、この、事件の状況及び地元民のこれに対する不満等も起つてきやうかと思つておつて、少しも間に合わないといふことなら、いっそそつと廃止してしまつて、本格的に整理統合すべきだと私は考へておられますし、地元でもそういう要望があらうかと存じますから、これに関する御見解を伺つておきたいのであります。

○政府委員(津田實君) 第十九国会においで成り立いたしました裁判所法の一部を改正する法律によりまして、民事訴訟に関する裁判権の範囲が拡張いたされまして、同法の附則によりまして、当分の間、御指摘のやうに民事訴訟に関する事務を簡易裁判所で行ない、他の簡易裁判所で行うといふこの法制を施行いたしておつたわけで、現在に及んでおることは御指摘の通りでございます。ただいま御指摘のやうな数の裁判所におきましては、そのやうに取り扱われておるわけでございます。これにつきましては、やはり何と申しましたも簡易裁判所判事の数の問題、ことに、民事訴訟を取り扱うに適當する判事の数の問題といふのが、大いに影響するわけでございますが、少数にして十分であれば、これを復活するといふことはもちろん可能であると思つてゐるわけでありまして、さしあたりさういふ見込みはないと考へられるわけでございます。そのやうに、簡易裁判所を統合いたしまして、数は少くするが、充実した簡易裁判所を置くといふのが建前になつたといふふうにも考へられるわけでございます。そして、そつと御指摘のやうな点から見まして、簡易裁判所の統合につきましては、ただいま鋭意検討を進めてゐる次第でございます。

○大川光三君 最後にもう一点。この簡易裁判所の中で、昨年当初末開庁のもの、六、七カ所あるといふやうに御説明を伺つた記憶があるものであります。その後これらの未開庁のものは、どうなつておるかという点を伺いたしたい。いま一つ、これも前回で問題になりました、大阪の都島の簡易裁判所、都島簡易裁判所は、都島区という地区にもない。ただ裁判所法の三十八条によつて、事務移転だといふ御説明で、現実に都島簡易裁判所は実在しない。

ただ他でこれを事務を取り扱つておるといふやうなことで、名称があつて実体が無いといふやうな感じが今も残つたのであります。その点も合せて御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(津田實君) 簡易裁判所のうちで、未開庁なものは現在八カ所ございまして、これは昨年の場合と実情は少しも変わつておらないのでございまして、あるかといふことにつきましては、裁判所側から御説明をいただくのが相当であると存じます。

なお、都島簡易裁判所の問題であります。これは前回も当委員会でお話ししましたが、この都島簡易裁判所の事務は、大阪地方裁判所の裁判官會議の決定によりまして、大阪簡易裁判所に事務移転をされてゐるわけでありまして、大阪簡易裁判所は、大阪市北区に設けられてゐるわけでございます。大阪市の北区には、もちろん簡易裁判所の庁舎はありますが、庁舎の狭隘その他に庁舎を同区内に求めることが不可能であるといふやうな事情から、東区に現在庁舎を設けて、事務をとつてゐるという次第であります。その東区の庁舎におきまして、都島簡易裁判所関係の事務移転された事務も取り扱つてゐるわけであるが、実情のやうに考へてゐるわけでございます。問題は、大阪簡易裁判所が本体は北区にあり、現実に事務をとる場所の多くは東区であるという点が、法律上若干の問題になることになつてゐる。冒頭に御質問を申し上げましたやうに、因島簡易裁判所内に変更されるというところが、たまたま地元民のために非常に便利だといふところに、私どもはこの改正案は御賛成を申し上げた

のであります。ところが、都島の場合は、何と説明なされようと、地元民の利益という点から申しますと、これは当然大阪簡易裁判所でお扱いになるのか、いわば都島ないしは北区で事務をとつていただくことが地元民の利益であるが、法律の解釈に窮して、法律に適合するようにやろうというのか、地元民の利益を主眼にしてもものを考へになつておるのか。もし、地元民の利益ということであるならば、重ねて申し上げますが、思い切つた整理統合が必要だという感じを私は持つのであります。その点に対する御見解をお願いします。

○最高裁判所長官代理者(海部安昌君) 都島簡易裁判所の問題につきま

して、前回から当委員会に引き続き、いろいろ御質問をいただいております。恐縮いたしております。ただいま御指摘のごさいましたように、地元民の利益、便宜という点から考えますと、なるほど御指摘のような点もあろうかと考えます。しかし、開設の庁舎、未開設の簡易裁判所の問題も、これも先ほど来御指摘のごさいます簡易裁判所の整理統合の問題にも関連いたして参つております。最高裁判所におきまして、その点に調査研究を進めておりますので、それとの関連において善処さしていただきたい、かように考えております。

○委員長(古池信三君) ほかに御質問ございせんか。

○高田なほ子君 一つだけお尋ねいたします。法律の附則面をごらんいた

に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。」「こういう条文があります。そういたしますと、たとえば二俣が天竜簡易裁判所というふうに、今度名前が変更のわけですね。今の御質問の中にもあつたように、民事を取扱うという場合には、かなり長い年月が費されるわけですね。平均十一・一カ月ということになる。一年も元の裁判所がそのまゝ使われるということになります。こういう事務というものは、かなり幅濫して、なうというふうに考えられますが、どんなふうにこれは取り扱われるのですか、具体的に……。

○最高裁判所長官代理者(海部安昌君) ひとつともな御質問でございます

が、はつきりここにあげてございします平均十一・一カ月、これは地方裁判所の事件でございします。簡易裁判所の事件は、もつと何分の幾つかの短かい期間で済む事件が多いわけでございます。それから管轄を移動いたします。たとえば今の二俣の問題でございします。ここに起きます訴訟事件は、これも二年なり三年なり、あるいは資料を持ちませんが、ごくわずかの事件でございします。短期間のうちに解決がつく。住民に不利益を及ぼすことはあるまい、かように考えております。

○委員長(古池信三君) ほかに御質疑はございせんか。――御質疑がなければ、質疑は終了したものとして御異議ございせんか。

○委員長(古池信三君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかに

にしてお述べをお願いします。

○大川光三君 私は自由民主党を代表

いたしまして、本改正案に賛成の意思を表明いたします。

改正案の内容はきわめて事務的なものでございまして、かつ必要なものばかりであります。ただ、この改正案の賛成に付加いたしまして簡易裁判所の整理統合をすみやかに断行せられんことを要望いたしまして賛成をいたしま

す。

○委員長(古池信三君) ほかに御発言

もなければ、討論は終局したものと認め、これより本案の採決を行います。下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古池信三君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございせんか。

○委員長(古池信三君) 御異議ないと認めます。

○委員長(古池信三君) 次に、檢察及び裁判の運営等に関する調査といたしまして、初めに東京都荒川区における、いわゆる通り魔事件について、警察庁当局からその後の経過について御説明をお願いいたします。

○政府委員(中川重治君) ただいま調

査の対象になつておりますいわゆる通り魔事件の状況並びに今日までの捜査

の概況につきましてお話をしたいと思います。

この事件は、当委員会でも現地を御視察になりました一応お詳しいわけでありまして、昨月下旬に、ことに二十何日の日に十人の被害者があつた事件でございまして、その後警察当局におきまして、類似の事件をたねんに調べておりましたところ、合計二十一名の被害者がある。被害の状況はうち一名は死亡で、あとは傷害一週間程度のもの、ないしは全然その身体には影響ないが、着物を切られたというものを含めるのでございしますが、二十一名の被害がある状況でございします。

本件は、御案内のごとく被害者と直接の関係のないと認められる者が被疑者と認められる、いわゆる通り魔的犯罪でありますので、捜査につきましては、非常に苦心をいたしておるのであります。捜査のやり方といたしましては、本件事件に關しまして、何と

いまして、被害者の目撃がございします。その被害者の記憶、目撃したところの記憶等をたどつてずつと捜査を進めておるのであります。大体二十六、七才から二十才前後の男子が被疑者であらう、こういう立場に立ちまして捜査を続行しております。

こつちの角度から、いろいろ関係住民の方々の御協力をいただきました。いわゆる怪しいと申しますか、被疑者でなからうかと想像されるような人物の申告等もございまして、いろいろな角度から、その資料を集めておるのであります。捜査といたしましては、何といひましても証拠に基づいて捜査をするのがこの本質でございします。的確な証拠がない者につきまして

は、直ちに逮捕とか何とかすべきでないという根本原則に基きまして捜査を進めております。

この間、二月五日の日に、新聞によればW少年が一応被疑者の線上に出た

ごとく新聞記事があつたのでございしますが、これは被疑者として取り調べたのではないのであります。先ほど申しましたいろいろな角度から情報がありまして、その情報のもとに、人相書が被疑者とよく似たという人間は、警察で把握しております。その動向をささいに調べておるのであります。そういうことで被疑者と仮定とまでい

かなくても、容疑が相当濃厚だといふので、このW少年に當つたのでなくして、近所のうわさで、そのW少年がどうも被疑者の人相とよく似ている、こ

ういううわさが非常に地元に出ま

して、報道関係者等が非常にそのうわさを克明に調査なさつて、被疑者の方はいたたまれないといふので、自分の子供が被疑者のごとく世間に誤解されて

いるので、一つ警察でよく調べてもらいたい、こつちの申し出等もござい

ました。それからことにW少年の家族、家庭には、報道関係者を含めて訪問客が一ぱいである、こつちの状況でございまして、お父さんの申し出によりまして宿所をあつせんして警察の寮にお泊り願つて、家に来るい

ろな迷惑を避けていただく、こつちの措置をとつたのであります。そこで、この少年が、御案内のごとく、全然被疑者でないということを確定することは大へんむずかしいことな

んであります。お父さんから言え

あつたのでありますが、われわれ警察といひますか、捜査当局といひましたは、被疑者として確定することも大へんむずかしい状況でございしますが、被疑者でない、白であるといひますが確定すること、それ以上にむずかしいことであるので、非常に苦心をいたしたのであります。現在までのところ、そのW少年が本件事件を起したと、こゝろ証人が認められませんが、その状況を新聞等にも話しまして、二月五日の夕刻W少年に自宅にお歸り願つた、こゝろ状況でありま

す。まあ、そのW少年が、いろいろな相が似ているとか、こゝろ一つあるのでもありますが、それ以外に、われわれ捜査に當つておられます者といひましては、当時、罪を犯した者と大体人相がよく似ていると、こゝろいふような者を、これはほかの捜査にもよくあるのですが、数人あげ得るわけです。その数人中に、必ず被疑者があるとも限りませんけれども、そゝろいふ方法で、具体的資料、目撃者の記憶をだんだん呼び起すとか、あるいは風聞その他を集めて捜査を続けておりますけれども、本日現在被疑者を確定すると、こゝろ段階に至つておられます。また、この被疑者の検挙がおくれ

る關係で、いろいろ住民の方々の不安も多いでございし、警察当局としては、一日も早く被疑者を確定して、いわゆる検挙に持ち込みたいと努力いたしまして、現地の警察はもとよりでございしますが、警視庁といひましたも、七十名ばかりの専従員をあそこへ向けまして、それ以外にいろいろな機動力と申しますか、パトロール・カーその他をそこへ集中いたしまして、た

んねんにいろいろな資料を収集して、捜査の幅を狭めていつていけると、こゝろいふ状況でございします。

○委員長(古池信三) ただいまの中川刑事局長の御説明につきまして、御質疑の方は、御発言を願います。

○高田なほ子君 通り魔事件は、最近の私どもに与えた大きな恐怖を持つ事件で、当委員会としても警察に参りまして、ただいまの御報告で、警察当局の御苦心もよくわかり、また現地に参りまして、民間人も大へんに心配をして真剣な協力をしている点もわかりました。また、各報道陣も、報道というだけではなく、何とかしてこの不安を除きたいというような、かなり真剣な気持でやつておられるという点も、私どもとしては実は承知しておるわけでありまして、しかし、これらの三者の善意といふものを十分に認めながら、ただいまの御報告にもあつたように、十六才の某少年が有力容疑者として保護をされた点であります。この保護の点について若干お尋ねをしておきたいのであります。当局はこれを新聞発表する際に、かなり注意をされて新聞発表されていくように出しておるわけですが、任意同行ではない。今の御報告の中に、大へんにいろいろの者がうちの中へ、いろいろなことを聞き込みに来るので耐えきれない、従つて保護をしてもらいたいというようなことから保護をしたと、こゝろいふことになつて

いるようですが、実際は、保護をするという場合に、捜査官を四人も派遣して保護するために同行するということは、これはどういふことなのでしょう。こゝろいふに興奮している状態の中では、やはり保護するときには保

護するよりな方法が必要であるように思ふのですが、常識として、これは四人も捜査官が行つたといふことは適當でしょうか、どうですか。

○政府委員(中川重治君) ちよつと具體的に申し上げたいと思ふのですが、実は二月の四日の午後九時三十分、荒川警察署にお父さんから、捜査本部から何回も電話があつたので来た、こゝろいふ申し出があつたのですが、実は捜査本部ではWさんのお父さんには電話いたしてないのです。大体想像いたしますのは、警察官以外の者がいろいろ事情を知りたいために電話しておるのじゃないかと思ふるのであります。それが、それでまあお父さんからおいでになりましたので、お父さんから事情を聞きまして、うちへいろいろの人がたくさん来て困ると、こゝろいふ状況であつたのであります。そこでまあ、報道関係者も含めて、いろいろ家の近所が相当混乱しているようございします。まあ、家の近所が混乱しているといふ状況がございします。ので、整理と申しますか、いろいろ混乱を防ぐといふことも警察上の要務でございします。ので、整理要員等も相当警察官を出しておりますので、それでただいまお尋ねの、少年をなるべく新聞社の方々その他に、ことに少年でございします。で、願ひをたたくさんの人たちに見られないように工夫するためには、相当交通整理を含めて職員がおつたと思ふのであります。いろいろ細心の注意を用いて当該少年に与える心理的影響を少くしようといふ努力のために、相当警察力を費しておることは事実でございしますが、御承知の通り、お宅の近所は相当カメラマンが行つた

とか、ないしはあちこちに当該少年がどこへ行つたらうと探しに行く人たちが相当おられますので、それを防ぐといふ意味で相当警察力を使つておりますが、目的の要点は、当該少年に与える心理的影響を少くしよう、こゝろいふ角から非常に努力しておるの、現場の状況であつたようございします。

○高田なほ子君 私どもの参りましたときに、少年といふところにしぼられておるので、この捜査については、相当慎重になさらないと、相手が少年でありますから、精神的打撃を受けした場合に立ち上ることの出来ないといふようなショックを受けることもあり得ると、従つてこの点については十分に御注意を願ひようといふようなことで御意見も申し上げて、また、当局としてもただいまの御説明のように、ずい分細心の御注意はあつたようですけれども、結果においては、寺本捜査課長として新聞に載つていふように、まことに相済まない結果になつたといふようなことが出ていふわけでありまして、私は警察当局の行き過ぎといふことを、こゝろ追及するつもりは、ささかもあるませんが、結果として、こゝろいふようなおおびをしなければならぬといふような状態になつたのについて、やはり何かここに欠けるものがあるのではないかと、点からお話を申し上げているわけなんです。従いまして、この保護の状況について、捜査員が四人も行ったといふことは、今御説明があつたのであります。私をして言わしむるならば、できるだけこれはわからないようにして、捜査員も四人も五人も行かなくてもやれたのではないかといふ気がするわけでは

これはまあ意見の違いといふことになりまして、これでどうだこうだといふことは申し上げませんけれども、その次の新聞発表の方式については、御注意があつたように思われますけれども、どうも警察当局の発表に一貫性が欠けているのではないかと、点々が指摘されるわけなんです。なぜならば、二月六日の十一時半の発表で、犯行は否認して、しかしアリバイが食い違つていふ、こゝろいふような発表の仕方は、これは保護したといふことよりは、むしろ有力容疑者として調べていふのだといふ印象を、新聞記者諸君に与えたのではないかと、こゝろいふ点が指摘されるわけなんです。午後一時になつてから、アリバイがどうしてもとれないのだと、少年がナイフを持つていたのだといふ具体的な問題を新聞記者に発表しているといふことについては、この発表の仕方は行き過ぎているのではないかと。保護なら保護であるといふ、こゝろいふ具体の問題については、発表は避けなければならぬのではないかと。同時に、午後四時になつてから、アリバイがあつたといふような発表を記者の方にしていふのであります。毎日新聞の記事が正しいとは私申し上げませんけれども、相当これは毎日新聞が詳しい時間的な発表をわざわざとこゝろ示してくれて、従いまして、少年を保護すると、こゝろいふような場合、特にこゝろ興奮した中では、警察が新聞に発表するに當つては、あくまでも一貫性を持つて、保護するのであれば保護するよ

うな一貫性を持つて、かかる具体的事実をあげて有力容疑者であるといふやうな印象を与えるやうな発表の形式は

避けなければならぬのではないかと、
 こういふ考えを持っているわけなん
 だ。従いまして、お尋ねしたいことは、
 新聞に発表する場合には、どうい
 うような統一の見解をおとりになつて
 おつたのか、これをお尋ねしておきま
 す。

○政府委員(中川重治君) これは、御
 指摘になりましたように、正常の場合
 におきましては、被疑者、被告人の名
 前を常に考へるといふのが、根本原則
 でございますが、とりわけ、少年法に
 規定されておる精神からいまして、
 少年に与える影響というのを常に念
 頭に置くということが、少年取扱いの根
 本原則であると心得ております。従い
 まして、当該いろいろうわさに上つた
 少年につきまして、その少年がなるべ
 く心理的に困らぬようにというにつ
 きましては、細心の注意を警視庁で
 は払つております。ただいまお尋ね
 の、新聞発表の文字等について、いろ
 ろの御意見があつたのでありますが、実
 はわれわれ日常いろいろ報道関係者の
 方々としよつちやう会っている体験か
 ら申しますと、警察でいろいろ言うこ
 とは、相当本人の名誉その他を考へて非
 常に慎重に言うのでございまして、や
 はり報道関係者は、これを事実として
 知ることがまた一つの重要な目的で
 ございますので、警察で話したこと以外
 に、報道関係者が自分たちでいろいろ
 事実を発見する御努力を大へんなさ
 るのであります。その発見なきつた
 事柄と発表との関係がきちつと明確な
 線が出てこないということが、比較的
 多いわけではあります。本件の場合に
 つきましては、私が承知した範囲にお
 きましては、当該少年が非常に犯罪の

容疑が強い、こういうような意味にと
 れる発言はしていいのですが、とは
 申せ、先ほど申したように、白で
 あるということも明確に言うことも
 あります。白で、白であるということ
 を明確に言わなかつたことは事実であ
 ると思ひます。従いまして、新聞報道
 関係者等で事実を発見なさるといふ意
 味で、いろいろ現場で町のうわさをお
 聞きになりまして、被疑者の人相も
 いろいろお聞きになりまして、それ
 から当該少年の行く先、アリバイ等
 についても、みずからお調べになるよ
 うなこともあると思ひますので、そ
 ういふみずからお調べになつたこと等が
 新聞記事に出まして、ただいま御指摘
 になりましたような誤解を受けている
 面があるのではなからうか、こう思ひ
 ます。私、事直に申しまして、
 て、いろいろ本件の捜査の大筋すべ
 てにつきましては、報告を受けておるの
 であります。その報道関係者と面
 接の模様を一通一答式に報告を受けて
 おりますので、明確にお答えはでき
 ないでございまして、われわれ報道
 関係者といふいろいろな本件問題につ
 いては、捜査当局と申しますか、そ
 ういふ捜査に當ることを職務とする人間
 は、いろいろ各方面の、ことに少年の場
 合には、少年の名誉保持を常に考へて
 話をすることにするのであります。が、
 報道関係者の悪口を決して言うわけ
 はありませんけれども、報道関係者
 は、別に事実をなるべく報道したいと
 いう公共の目的がございまして、警
 察の言うことは聞き聞いておれば記事
 にならぬということが一つの要件だろ

うと思ひますが、みずから調査に當
 る、その調査の結果が報道に出るとい
 う場合が少くございせんので、そ
 ういふ状況等もございせんので、いろ
 いろ当該少年に迷惑をかける点が自然と多
 くなる、こういう結果になると思ひ
 ます。が、これはむずかしい点で、
 われわれ日常苦心しておるのであり
 ますが、警察とか、捜査当局から言
 へば、被疑者の名誉保持といふことを考
 へて報道するのが本則であらう。ま
 た、報道関係者の使命等から、報道関係
 者の立場になつて考へてみますと、警
 察の言うことを公けに書くといふこと
 も一つのニュースでございまして、そ
 れ以外に、警察の発表記事ばかり書
 きませんで、発表記事も書きますけれ
 ども、そのほかに自分の足で、報道関係
 者の耳でお聞きになりましたことも報
 道する。警察の発表と報道関係者の御
 努力の結果の事実の発見とせつ然と区
 別した記事は、割合世の中には少い
 でございまして、そういう関係等
 もあわせて御了解いただきたいと思
 ひます。

○委員(古池信三君) この際ちよつ
 と申し上げますが、法務大臣がやむを
 得ない用件で、時間の御関係があるよ
 うでありますから、大臣に対する御質
 疑があれば、これを最初にお願ひした
 いと思ひます。

○高田なほ子君 大臣に質問いたす前
 にもう一つお尋ねしなければならぬ
 ですが、これは私は新聞記者が勝手に
 こういふことを書いたといふ考へ方
 で申し上げてゐるのではなくて、警察の
 十一時半の発表、午後一時の発表、午
 後四時の発表、この三つの発表の中
 で、少年を保護するといふ細細な親切

が欠けていたのではないかと、この
 を指摘してゐるのです。アリバイがと
 れないとか、少年がナイフを持つてい
 たとか、犯行は全部否認してゐるの
 だ、アリバイが食い違ひがあるのだ、
 こういふような新聞発表は、新聞社が
 勝手に書いたのではなくて、警察の発
 表をそのまま報道陣が載せられたと見
 なければならぬ。だから、発表の仕
 方については、相当注意をしなければ
 ならないのではないでしようか、こ
 ういふふうに申し上げてゐるので、や
 はりそういう点は率直にお認めになつ
 て、善意を善意として生かしていか
 ういふような心やうが必要ではないか
 と、こういうような考へ方を持つので
 す。

これについてお考へ方があれば、ま
 たあとで聞かしていただきますが、大
 臣がお時間がないようですから、大臣
 にお尋ねするのですが、多分前々回
 会であつたと思ひますが、街灯が非
 常に暗いといふ問題で、少年犯罪の
 問題とからみ合せて御質問申し上げ
 たことが実はあるのです。今度事件
 の起つたところに参りますと、昼間
 参りましたのですけれども、街灯と
 いふのは非常に少いようですね。そ
 から、事件の起つたところは、街灯が
 あつても向うの方を向いてゐるとか、
 それからもうこの街灯はつかなくなつ
 ているのですといふようなところ
 事件が起つてゐる。これは何もあつた
 問題のあるところに限らないので、
 防犯協会等があつて、街灯の問題につ
 いては御心配になつてゐるようですけ
 れども、やはり商店街の方におもに注
 意して、路地裏の方についてはずいぶ
 暗いところが多いわけですね。私も

の近所などでも、年中変な者が出てき
 ては、女の子が飛んで歸るといふよう
 なことがあるので、警察の方に御連絡
 をして、何とか措置をしてくれな
 いといふようなことがあるのですが、予
 算がないといふことで手がつけられ
 ない。事件が起つてからばかり騒ぐの
 はなくて、ほとんどあらかじめつか
 ないといふ路地の街灯、特に新しく開
 きた地区における街灯、これはど
 んやんや、変な人間が暗がりを利用し
 ていろいろな意味でいたづらをする者
 がふえてきてゐるので、特にこの街灯
 を、現在のままで地方自治団体におま
 かせるというだけではなくて、国自
 体としても、防犯対策の意味から、こ
 れに対する積極的な手をお打ちになる
 必要があるのではないかと。前法務大臣
 は、私の質問に対して、大へん大切な
 ことで、この点について十分の注意が
 行き届かなかつたから、われわれとし
 ても検討いたしたいと、こういう
 ような御答弁をいただいたわけ
 ですか。この通り魔事件は、単に犯人を
 捕まへるというだけではなくて、な
 った少女、それから傷つけられた少
 女、このよう大きな犠牲を生かす
 という方向に持つていくためには、ほと
 んど問題にされてゐない街灯の暗さ、
 この問題についても建設的な御研究を
 わずらわしたいといふふうに考へるわ
 けです。この際大臣の御意見を承わつ
 ておきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 全くごもつ
 とおな御意見でございまして、実は今
 回の通り魔事件が発生いたしました
 この事件に対するたとえば警視總監の
 所見にも、ほとんど第一にこの点が指
 摘されておるわけでございます。この

点については、前々から注意はいたして
おり、研究もいたしておったのであ
りますが、これが間に合わなかつた点
については、非常に遺憾に存しておる
わけでございます。問題の所在をいた
しましては、実は自治庁等にもお願い
をして、検討を続けておるのでありま
すけれども、たとえば街灯の電灯料金が
他の料金と全く同じであることとか
か、あるいはまた、いわゆる受益者負
担の関係などがあつたりいたしまし
て、関係の方面が多いために非常に措
置がとおつたのであります。場合によ
りまして、通産省や電力会社等にも
積極的な協力を求めなければならな
い問題でございます。これらについ
ては、ただいまお話を通り、こうい
つた不幸な事件を契機にいたしまし
て、早急に関係方面の関心を高揚いた
しまして、すみやかに処理できるように
し、なお一その努力をいたしたいと
考えております。

の通りに十分の御尽力をわすらわした
と思つております。

もう一点であります、民間の犯罪
捜査に対する協力の問題であります。
特に今度警視庁では、変質者の監視態
勢の準備をするというところを、このこ
ろ新聞で発表されておるようでありま
す。町に放置されておる変質者を監視
する態勢を整えるということについ
て、私は、さらさら異存を持たないの
であります。しかし、この準備につい
ては、相当細心の注意をする必要があ
るのではないかと。たとえば、先般兵庫
県での問題で、内々お調べを願つた事
件があるのですが、学校当局にいろい
ろ少年の素行調査を依頼しているよう
な問題、これは、ある意味において協
力になるかもしれないけれども、単に一
方的な見解で、この少年は親に口答を
するとか、反抗するとかいう理由で、何
か変質者のようなレッテルをつけられ
て、しかもそれが警察のリストに載る
というふうな段階になつたことならば、
これは容易ならざる問題ではないかと
われわれ長い間、二十五年も教員をし
ていますと、相当あばれん坊で反抗す
るような子供が、むしろ今は相当つ
ばな者になつて、消極的でおとなしい
子が、何だかどうもわけのわからぬと
いうふうになるので、少年の素行を調
査するといふ点については、相当注意
しなければならぬ問題で、変質者の
監視態勢の準備といふものは、一体ど
んなふうな準備されておるのか、特に
精神医学者との連携といふような問題
は、しかく重要な問題であつて、警察
官が変質者であるかないかというよう
な判定を下すといふことは、まことに
危険なことであると考えますから、こ

の準備がどういふふうに行われてい
るのか、また、変質者に対する今後国
としての方針はどういふふうにお進め
になつていくつもりか、この際、大臣
にお尋ねをしておきたい。

しましては、私は、当面のわが国の状
況においては、青少年の再犯の防止
といふことに、とりあへずの最重点
を置いて参りたいと思つております。
御承知のようにグリーク方式など
も、見ようによつてはこれは非常に
おそろしいものでありまして、たと
えば、少年が四つか五つのときにす
でに反社会性を持つというところが言
われておりますが、そういうたような
ことよりも、今の日本で一番必要な
ことは、たとえば、小松川事件に現わ
れましたように、ある少年が何べんも
警察の門をくぐつておつた。しかし、
調査あるいは保護観察のやり方が科
学的でなかつたために、みすみすあ
いり大罪を犯すことになつたというや
うなことは、非常に残念でございま
し、私どもの気持とすれば、いやは
い警察で補導された者、あるいは何
か事件を具体的に起した者について、
十分科学的な診察をいたしまして、特
に反社会性が濃厚と思われるような
者について、特別の教育なり保護観
察なりを施していくようにいたしま
すれば、行政上の経済的な効果から
いへば、非常に効果からいへば、非
常に申しまして、今までのやり方が
非常にマンネリズムになつておられ
まして、保護観察所等にいたしまし
ても、職員、教官が少い。対象とな
る人間が非常に多い。そうすると、
たとへば、一年に一回おさなりに、
役所へ出てきて顔つきを見ただけ
で、こいつはだいじょうぶさうだとい
つて帰すというふうなことでやつて
いたのではいけません。科学的な方
法が発見されれば、今までは千人を
相手にやつておつたことが、たと
へば、八十人なり百人に限定

されてくる。その子供たちに対して
犯罪を犯さないようにいふことを、
いろいろの、これは家庭にもお願い
しなければなりません、学校の先生
にも十分な御指導を願わなければな
りませんが、そういうふうなやり方
をすれば、この再犯防止といふことは
効果が上がるのではないかと。これ
は差し向きの重点にしていきたい、
いろいろに考えるわけでございます
が、全部の児童に対して動向調査を
するなどのことは、まあずつと先
の問題、あるいは性質の違う問題で
はないか、こういうふうな考えてお
ります。

○高田なほ子君 大へん積極的な御意
見を承りまして、ありがたく思いま
す。特に子供に対する愛情が政治の
中に見出されるときに、この政治は
民主主義の政治ではないといふくら
いに、諸外国でも子供に対する深い
愛情といふものが政治の上に現れて
きておるわけでありまして、われわれ
法務委員会としても、あそこに参加
したの、ただ単に警察にハッパを
かけるといふような意味ではなくて、
子供たち、特に犠牲になつたこの少
女たちのほんとうの意味の冥福を祈
るために、われわれは何をすべきか
といふような使命に燃えて行つたわ
けでありますので、この点について
はどうぞお言葉

の準備がどういふふうに行われてい
るのか、また、変質者に対する今後
国としての方針はどういふふうにお
進めになつていくつもりか、この
際、大臣にお尋ねをしておきたい。

○国務大臣(愛知揆一君) これまた
まことにごもっともな御意見と存
するのでございますが、考え方とい
はしまして、この種の問題について
は、愛情と同時に科学的でなければ
いけません。少年の資質がどうい
うものであるかといふことは、でき
得るならば、純粋に、科学的に、第
三者的に調べて、いかなければなら
ないものであつて、調査に當つた者
が、主観的にその好みによつて云々
するといふふうなことは、かりにも
あつてはならないことと考へます。
そこで、前の国会のときに、当委員
会でも詳しくお聞き取りをいた
だいて、まことに私も感激したので
ありますが、私どもの考え方とした
しましては、たとえば、グリーク方
式といふようなものを積極的にさら
に勉強いたしまして、科学的に少年
の犯罪の予測をしていくことを根本
義にいたしまして、各方面の非常
な御協力と御理解のもとに、今回
の予算あるいは法務省設置法の上
におきまして、法務総合研究所を
作つていただくことになりました。こ
こに専門家を集中いたしました。青
少年の犯罪の予測及び予防といふ
ことについて、特に科学的な方法を
近代化のやり方でやつていくとい
ふことをいいたしたいと考へてお
るわけでございます。そこで、根本
の考え方や機構はさういふふうな
よりやく体をなしてきつたわけ
でございますが、具体的なやり方とい

○北村暢君 関連して。今の変質者の
決定をするときに、非常に慎重にや
らなざるやないといふことは当然な
んですけれども、今、大臣の言われ
る再犯の防止をする、保護をした者
を観察を十分にして、それから矯正
が完全にできたといふところで出
すのがいいんですが、最近の科学的
な診察なり何なりによつて決定を
するといふなら、今までのやり方は
非常にマンネリズムだつた。これが
やつぱり大きな原因をなしている
のではないかと。今やつておるの
は、やつぱり科学的じゃない。しか
も、非常に事務的に、何カ月たつ
たら、あとから来るからもう置
こうといつたつて置けない、予算上
もこれしかだめだ、こういうふうな
形が現実にはあるのじゃないか。こ
れは実際問題としてはあるのじゃ
ないかと思ふんです。こういうこと
が、今、大臣のおつしやつておられ
る科学的診療に基いて実際にそれ
をやるとすれば、そういうことはあ
り得ないはずなんだけれども、実
際の問題としては、

七

やはり事務的に処理されているというのが実態であらうと思うのです。ですから、今の大臣の考え方は非常にけつこうなんだけれども、実際には実施されておらぬというのが実情ではないか、こういうふうにいわれているのです。これは、私実際に事実どうだということは今申し上げるまでの余裕はないのですけれども、そういうことが相当これは批判として出ておるわけなんです。ですから、その点について今の大臣の考え方は非常にけつこうなんだけれども、それが実施されていないということについて、今後その予算的な措置なり、それからまた方向としてどういうような今までの変った措置がとられているのか、こころ辺について、もう少しお伺いしたいのですが。

○国務大臣(愛知揆一君) 全くごもっともでありまして、今回の予算等につきましては、相当乏しい中でも、こうした関係については経費を計上いたしておるのであります。お話のように、たとえとば収容いたします場合に、悪いことをした少年が鑑別所に送られる。ところがその鑑別所で本来は静かな状態に置いて、とつくりその子供の精神状態その他を調べるべきなんです。まして、一応の制度はできておるのですけれども、私も現場を見ますと、先につかまつたものと悪い、いわば悪質の度が強い者と、場合によると一緒の部屋に収容しておる。これは物的設備が足りなかつたり予算の関係があります。そうすると、せつかくその子供の状態をよく調べようと思つたのに、もう先生が調べるより前に、同室のさらに悪い先輩から悪いことを教わつてしまふというふうなことがある

ことも、私もしろろとながら非常にそういうことを発見いたしまして驚いたわけでございます。こういう点は、確かに物的設備が足りませんので、この改善をおそまきながら大いに今回も力を入れたわけでございます。それから必ずしも先ほど申しましたのは、身柄を収容するというわけではございませんで、たとえば今ここに的確な数字を持つておりませんが、保護観察に付される少年というものは、皆うちにおるわけでありまして、それに対して、先ほど申しましたように保護観察の対象になると、たとえば一年に一ぺんとかく役所に出て来い、そうして顔つきなり素行を調査するわけですが、私は、個人的な見解なんでありまして、今保護観察に付されている少年が、全部が全部相当な反社会性を必ずしも持つていない。中には、先ほど高田先生からお話のように、非常にあはれ坊主で、大した反社会性はないが、悪いことをして保護観察に付されたという者も私はあろうと思うのですが、そういう者がその程度であるということがわかれれば、こんなのもう一年に一回呼び出すくらいで私はいいと思うのです。その対象になつておる中の非常に危ないのが必ずしも多いものなんです。その比率は必ずしもそう多いものじゃないかもしれません。現在その衝に當つておる当局の職員に對しても、そういうところへ集中して観察の目を十分働かせるようにしますと、これは相当な効果が上がるのじゃないか。これは抽象論だけでなくて、現実にもその衝に當つておる人たちの今までの実績から見まして、そういうやり方ができれば相当の効果が上がるというふうな見通

しが出るわけでございますので、先ほど申しましたようにまず研究所で、それも大学の教授の研究のようなやり方ではございまして、実際の矯正に当る人間とそれから科学的な勉強とを一緒に総合してやろう。それで、本来はこういうふうな刑事学というふうなものについて、わが国ではどの大学の専門の講座一つもないような乏しい状態、その方はその方では別に大いにやらなければならぬと思ひますが、法務省として今やろうと発足をしかけておりますものは、たとえば機構としても事務次官がもう制度上その所長であるということにいたしました。実際の犯罪の予測から犯罪の捜査からあるいは裁判を経てそうして行刑になつて、それからそのあとのアフター・ケア、こういう一貫した流れにどういうようなメソッドでやつたらいいか、どういう考え方でやつたらいいかというのを、この研究所で、材料は何ほでもあるわけでございます。それから、これを整理し、かつ学理的な研究もして、これをどんどん実際の面に移し植えて、たとえば保護観察所の職員などにもこういうやり方で、こういう考え方でやれという、いわゆるリーディング・プリンシプルとでも申しますか、それを見れば、その衝に當つておる人たちの新しい意気込みで大いに、何と申しますか、感奮してその衝に當つてもうやるようになるのではないかと、そこをねらつておるようなわけでございます。

○委員長(古池信三君) 法務大臣に對してはよろしゅうございませうか。——それではどうぞ。

○高田なほ子君 どうですか、発表の一貫性の問題について、やはり私疑義が残るのです。新聞社は新聞社で取材したものを報道なさるというのは、報道の自由だからそれはけつこうだと思ひますが、新聞社の方としてもやはり人権の侵害にわたるような問題だと思ひなければならぬ。正田美智子さんの御婚約発表のときなんか、ずいぶん報道陣は協力されたのであります。私は、やはり協力するような態勢を作るような仕向け方をしたい。それからそのあたりのところを、今度の警察の発表は、先ほどから指摘しているように、あまり具体的なことを——保護しているというのに、きめ手がないとか、それからアリバイがとれないとか、刃物を持つていたというふうなことは、これは避けなければならぬのじゃないか、こういう考え方なんです。この考え方は私正しいと思ひますが、あなたは、私の考え方は正しくないと思つていらつしやるのですか。

○政府委員(中川重治君) ただいまの高田委員の考え方は、私全く同感でございます。警察当局もそういう考え方に基いて報道関係者に接触しておるというこの前提でお話しておるのでございまして、いろいろ新聞社も警察上のことになると、いろいろこまかいことまで発表したというふうなお話のようですが、その点、事実はどうでないかと思ひます。しかし、さらに調べてみたいと思ひます。

○高田なほ子君 この前提として、十名の少年が刃物を持つていたという理由で当局の取調べを受けている報道があるのです。この取調べはどんなふうにして行われたかということが一つ。それからもう一つ、民間人の協力という問題がある。ずいぶんあそこの町では民間の人が協力しているようですが、警察の方としても少しは御指導になる必要があるのではないだろうか。たとえばトビロを持つて騒いでいらつしやるようなことはどうかと思ひますがね。トビロまで持たなくても協力できるのじゃないかという点があるわけなんです。そういう点についてはどういふ御指導をされたのですか、今度の場合。この二つの点についてお答えいただきたい。

○政府委員(中川重治君) 警察といったしましては、何といひましても、根本的に、犯罪捜査にいたしましては警察活動すべてが、関係者なり民間人の方々の御協力をベースにして動くべきものだと思ひます。それで、いろいろ土地の方々が非常に御心配になつて、いろいろ防犯上の措置をなさる、こういうこともけつこうなことだと思ひます。ところが、そのやり方等においては、これは話し合いでございますが、たとえばトビロなどを持つておるのは必要なかろうと私も思ひますが、現実においてもそういうふうな指導をしていると思ひますが、われわれは国民——関係住民の方々の協力のもとに警察活動をやつていきたいというのを根本原理といたしまして、その協力が常にコモンセンスといひます。常識のもとにおいて行われる、これを根幹として、いろいろ関係者の指導といひますか、話し合いといひま

すか、こういうことにしてやつていき
たいと思つております。

○高田なほ子君 今度の場合は民間人
の協力に對して、具体的にどういふよ
うな御指導がされたのですか。十人の
少年の取調べというものは、どんなふう
に行なわれたのですか。そしてその
取り調べられた少年というものは、取り
調べられてからどんなふうな状態にあ
るのですか。おわかりにならないけれ
ば、わからないところはよろしくござい
ます。

○政府委員(中川重治君) 取調べとい
う言葉の問題であります。いろいろ
事情を聞くといふことは確かに当該少
年につきまして行なつたことは事実で
ございますが、いわゆる強制処分は物
に對しても人に對しても一切やつてお
りません。それからお宅に歸られると
大へん訪問客等が多くなつてお困りの
状態でありましたので、お父さんと本
人の御希望によりまして、宿所をあつ
せんして、そこでいろいろ事情を聞い
たと、こういうことでございまして、
事情を聞いた内容を、きようは何を聞
いた、きようは何を聞いたといふこと
をこまかく言うことは、また当該少年
の心理的影響等もおもんばかつて、ま
あこの少年は、一応向うの申し出があ
りましたので、某所に就寝させている
といふ旨を発表したといふことは事実
でございますが、こまかいことまで新
聞社の方々にいろいろ発表はしていな
いと、こういうふうに、われわれ報告
では承つておるのであります。

○高田なほ子君 ちよつと私の質問か
らされているのです。私は十六才の
一番迷惑をこうむつた少年のことは一
応これで大体事情がわかりましたから

いいんですが、十人の少年が刃物を
持つておるといふ理由で、当局の取調
を受けたといふ報道があるのです。

○政府委員(中川重治君) 十人です
か。

○高田なほ子君 十人の少年。この十
人の少年がどんな取調べを受けたので
すか。私は心配なんです。

○政府委員(中川重治君) まことにう
かつですが、十人の少年が刃物を持つ
てといふことは、ちよつと私今存じま
せんので、調べましてお答え申し上げ
ます。

○高田なほ子君 それから私も現
地に視察に参りましたときに、あの現
場から押収した刃物ではないかもしれ
ませんが、飛び出しナイフは相当われ
われに見せていただいた。数が多いの
です。あの現場から持つてこられた
のかどうかそれはわかりません。多分
刃物を持つていたといわれる十人の少
年を取り調べたといふのであります。か
ら、それから押収されたものもある
のではないかと思ひますが、どうなん
ですかね。まだあんなに真新しい飛び
出しナイフといふものが民間でたやす
く子供が手に入られるようなしなけ
らば、どういふふうな状態になつてお
るにやうなものと、飛び出しナイフと
いふのは発売を一応規制されていると
いふふうな聞いておられますが、現状は
どういふふうな状態になつておるの
でしょうか。

○政府委員(中川重治君) いわゆる飛
び出しナイフのことでございますが、
実は飛び出しナイフは昭和三十年まで
は法律上の規制がなかつたのです。と
ころが昭和三十年に、私、当時政府委
員でその法律案を説明したのですが、

銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正法
律案を当院に提出いたしました。その
ときに、飛び出しナイフは一切所持を
禁止するといふのが政府原案だつたわ
けです。当院で御審議いただきました
て、地方行政にかつたのですが、御
審議いただきました。とにかくその提
案理由はわかるけれども、ものには程
度があるからといふので、常識的な判
断でございますけれども、当院で修正
がございまして、五・五センチをこえ
る飛び出しナイフを規制の対象にしよ
う、こういうふうになつたのであり
ます。従ひまして、自來、法律上は刃
渡り五・五センチをこえる飛び出しナ
イフは犯罪である、所持をしておれば、
製造も販売も禁止。輸出は別ですけれ
ども、五・五センチをこえない小型の
ものにつきましては合法である、こう
いふふうな現行法でございます。それ
で、法律はその通りでございますけれ
ども、これは刑法で参りました。殺人
があるのと同一ような意味で、法律は
きつとしておりまして、それによつ
て取締りは厳重にやつております。そ
れで、各地で五・五センチをこえる飛
び出しナイフを持つておるといふた理
由で検挙もいたしますし、当該物件は
押収し、最後に裁判所で没収するとい
う努力を警察は続けておりまして、い
わゆる飛び出しナイフの取締りといふ
ものは相当進んでおります。従ひまし
て、警視庁で飛び出しナイフを押収し
たといふ事実は相当でございます。そこ
で五・五センチ以上の飛び出しナイフ
があるといふことが発覚すれば、警察
ではどしどし押収するといふことを続
けております。ところが、ピストルも
所持禁止ですけれども、民間にピスト

ルがあるといふことは、これはまた事実
でございますので、こういう法律規制
を受けるものがまだ民間にあることは
危険でございますので、法律の勵行と
申しますか、不用意にお持ちになつて
おられる方もございまして、一面広
報活動によつて、どしどし提出して下
さいといふ広報活動をやる反面、不法
に持つておられる方に対しては、取締
りを厳重にやつていく、こういう方向
で危険物である飛び出しナイフの取締
りに努力をしている、これが現状で
ございます。

○高田なほ子君 私どもが見たのは、
刃渡り五・五センチぐらゐだつたので
す。それがたくさん押収された現物だ
と言つて見せて下さつたのですが、そ
うすると、五・五センチ以下のものは
警察としては押収してはいけないう
ことになるわけですね。もしかりに十人の
少年から押収したものとすれば、それ
はまた子供に返さなければならな
いことになつたすね、法律違反ではな
いから、小さいのだから。それはどう
なんですか。

○政府委員(中川重治君) 五・五セン
チメートル以下のものは合法でござい
ますので、こういうことがやれるわけ
ですが、合法のものであつても犯罪
の用に供したら、これは出刃ぼう
ちやうなんかなぞなんです。出刃ぼう
ちやうなん自身を持つことは合法でござ
いまして、それを犯罪の用に供したと
いふやうなものであります。これは
押収の対象になる、こういう面もあ
りますので、五・五センチメートル以下
の飛び出しナイフは、取締りの規制に
おいては合法である。ただし殺人、傷
害の用に供した場合におきましては、

これは殺人、傷害の証拠物件になる
し、当該物件は押収の対象になる、こ
ういふことに相ならうと思ひます。法
律論をいたしましては、それで、われ
われ警察をいたしましては、五・五セ
ンチメートルをこえるものにつきまし
ては、今一生懸命取締りをするといふ
ことと、五・五センチメートル未満の
ものにつきましては、犯罪の用に供し
た場合は押収その他の措置を講じます
が、犯罪その他の用に供しないもの
は、行政指導で、危いからお母さんに
持つていてもらいなさい、お宅に預け
ないといふ指導をやつていくことは
事実です。で、これはお伺ひしたいの
ですが、高田先生がごらんになつたの
は五・五センチをこえるものではな
かつたかと思ひますが、事実を調べて
みます。

○高田なほ子君 ただ、私は警察当局
のことを根掘り葉掘り泊ろうとは思わ
ないけれども、要するに今度の問題
は、少年といふところにしほつてきて
いるので、今後この少年に對する取
調べ、あるいは民間からの協力でいろ
いろな捜査が行われるだらうと思ひ
ます。この場合、相手が少年と目ぼし
をつけたからには、相当これは当局と
しては民間人に対する協力の態度、協
力のやり方、こういうものについて
は、よい指導がされなければならな
い、当局としても重ねて言うように、
相手が少年である場合には、特段の注
意をわすれられないといふ、こういう
点から今までの質問を申し上げたわけ
でありますから、私の意のあるところ
をよく理解して下さい。今後捜査に
熱心であることはけつこつてあります
が、行き過ぎ等がないように、特に少

年に対して人権じゅうりん等のことが起らないように、十分の御留意をわすらわれない、こういふふうに考えておるわけでありませう。

○政府委員(中川董治君) 全く同感でございますので、御趣旨のように努力いたしたいと思います。

○一松定吉君 ちよつと中川局長に伺ひする前に、問題だけをあなたに申し上げて、この次の機会に一つその調査した結果を話してもらいたい。新聞の発表によると、二十七日だけのアリバイを調べたように思ふのだが、ところが本件は、あなた御承知の通りに、二十一日から始まつてゐる。二十一日が二カ所、二十一日が凶行がない。二十三日が二カ所、二十四日が三カ所、二十五日がまた三カ所、二十六日が一カ所、二十七日が十カ所、新聞の報道によると、今の保護した少年のアリバイについて立証できたというものは、この二十七日の十カ所の事件のことだけのアリバイができたように新聞で見たのだが、その点をどうであつたか。それを一つ実地についてお調べして、その結果を次までに報告して下さい。二十一日、二十三日、二十四日、二十五日、二十六日のアリバイはどうであつたか。それから時間がこれはもう五時から七時までに限られておる、五時半から、毎凶行の時間が。そうして見ると、これはどこか就職して、帰りにやつたのだと私はにらんでゐる。ところが、二十三日の保護された少年は、うちで炭屋のお手伝いをしているというだけであつて、何も五時半から七時までに限つて出なければならぬことはないのだから、この点もよく調べたかどうか。私は、どこか就職してい

る者が、五時過ぎに仕事をやめてうちに帰るとき凶行ではないかと見てゐる。そうでない、五時半から七時半までの間に、ずつと毎日々々時間はそれで済から。その点、それから、これは尾久町や三河島と、これだけの区域内をやつてゐることなんだから、この付近に住んでゐる者であるという。それから同じ場所ばかりやつてゐるのだから、よほど地理に明るい者であるということ。それから自転車の中古といふものを持つておるという。それから、うしろから突き当つて通り過ぎたときに被害者の左の胸部に害を加えたという事実が多い。あるいは前から来た時分には、うしろから来て、前に回つて、前から害を加えたといふことが、この調査の結果を見ると多い。そうすると、これはとにかく一方の手で運転をし、一方の手で凶器を持つてやるのができたのだからして、両方の手で運転しないで片方の手だけで運転してゐるという技能を持つておる者であるといふこと。それから少年は十七、八才から二十才までといふこと。これは異口同音に被害者が言つてゐるから、それから身長はあまり長くない小男であつたといふこと。服装は黒のジャンパーを着ておつたといふこと。帽子をかぶつておつたといふこと。それで物取りでないといふことは明らかだ。そうしてみると、精神異常者あるいは身心耗弱者であるといふこと。そうでない、こゝろいふことを連続してやるはずがないのですから。そういう意味において、あるいは不良少年であることはきまつてゐるでしょう。つまり、物取りでなく、ただ人に害を加えるといふことを

もつて趣味としておるから、不良少年である。そういうふうなものについて学校の成績とか、素行とか、家庭の事情等は調べたかどうかといふこと。こゝろいふ点について詳細に調べて、その結果、保護の名において、私は保護の名のもとにと言ふ。保護の名において一晩連れてきて調べた。この少年だけをやつたといふことは、少し早過ぎたのじゃないか。今私の言うようなことを全部調べ上げて、それにこの保護した少年が全部当てはまつておつて、警察に連れてきて、一晩置いて調べたのかどうかといふようなこと。こゝろいふ点を、もう一ぺん中川さんからよく関係当局に調べて、そういう点がこゝろ一致しておつて、そうしてしまふかアリバイが二十一日、二十三日、二十四日、二十五日、二十六日、二十七日、全部アリバイが立証されたといふことなら、これは疑いがすつかり晴れてしまつたわけだ。それでなくて、二十七日だけのアリバイだけは証明できたといふことだけでは、今私の言つたようなことが全部調べられていないといふことであると、これを連れてきて、保護の名のもとに連れてきて調べたといふことと自体が早過ぎたといふことが一つ、それから調べた結果を一つ新聞社に時間的に報告するといふようなことは、証拠隠滅をはかる方法なんだよ。その新聞の報道によつて、今おれのことを調べた、アリバイを作らう、今おれのことを調べた、服装を変えようといふことで、証拠隠滅になるのだから、そういうことは捜査官といふものはすべきものじゃない。それがために、結局この問題は今の疑いを一ぺんかけた人間は釈放

してしまつて、あとはもう恒久捜査になつて、果してあがるかあがらぬかわからぬといふようなことはよくないから、そういう点を一つ中川さん今度よく関係当局について調べて、詳細なる一つ報告をこの次の法務委員会でお尋ねしますから、そのときお答えができるようにしてゐていただきたい。おわかりでしょうね。夕方であつたのだからして、これは一軒のうちの、炭屋の自分のうちへの就職ではなくて、どこかに就職しておつた者が、その仕事が終わりになつて、帰りになつてやつたものではないか、方向がいつも同じであつて、しかも同じ区域であるから、地理に明るい者ではなからうか、中古自転車を持つておつたといふことは、もうほとんど異口同音に唱えられておるから、そういう自転車を持つておる者であるかどうかが、自転車を持つておるならば、その自転車を持運するについては、左手でも右手でも片方の手で運行為自由でできるような者であつたかどうか、それからナイフをいつも持つておつた者であるかどうか、ナイフを持つておつた者であるならば、ナイフのどこかにその血液が根元の方へでもついてゐるといふようなことを調べたかどうか、服装は黒のジャンパーを着ておつた者であるかどうか、帽子はいつもかぶつておつたといふこと、窃盗でないことはわかつておるから、精神の異常者、もしくは精神の耗弱者といふようなことで、近所の人の評判になつてゐるような者であるかどうか、あるいは警察で前科者もしくは要注意人物として注意しておつたようなことがあつたかどうか、それからその疑いのかけた少年の学校の成績はどうであつた

か、家庭の事情はどうであつたか、素の素行はどうであつたか、付近の評判はどうであつたかといふようなことを、一つ十分調べた結果あれば連れてきてやつたのならこれはいいだろうが、そうでなくて、ただ、今言うこのうちの三、四が適合してゐるといつて、保護の名において連れてきて保護したように、名前は親が保護を求めたとか何とか言うけれども、そのうちに四人も五人も家宅に行つて、家宅を調べ、衣類を見たのだといふことからいへば、名前は保護であつたけれども、捜査でやつたことは、専門家のわれわれから見れば議論のないところだから、これはとがめない。早く検査ができればいいといふことに主眼を置くのですから。今のような点を十分調べて、そうして一つこれから捜査をやつてみて、あるいはそういう点に符合して、今の釈放した人間でも、あるいは二十七日以外の、二十一日、二十三日、二十四日、二十五日、二十六日のアリバイが実証できないといふことになつてくれば、やはり疑いが出るわけなんだから、そうしてみると証拠は十分でない、一応逮捕状で起訴だけしておいて、そうしてあとは証拠十分でないといふことで無罪になつても、これは仕方ない、そういう点を一つ調べてみて下さい。それをお願いして、きょうはこの程度に私はとめておきますから、どうぞよろしく。

○大川光三君 一松先生から、いろいろ御専門の立場で捜査に協力するといふお含みがあつての御質問かと考えます。そこで私も一つ協力いたしたい。私かつて大阪における第二小平事件、十六才未満の少年が多くの女性を殺し

た事件であります。いま一つ昨年十二月に大阪で起つた、これも成年になりたての若い者が、主として小学校の女生徒に対するわいせつ強姦をしきりにやつた、たまたまこの事件に二つながら関係をつたして、二つのこの事件に共通する点として、一つは、非常にこの子供は二人ともおとなしい、おそろく近所では、あの子供が、というほどおとなしい子、あるいは内気な子供であつて、近所隣りはおそろくそういうことは想像もし得ない性格の持ち主であつたということが一つ。いま一つは、これはこの事件、二つともそろいもそろつて蓄膿症を病んでおりまして、蓄膿の子供である、それが頭に上つておつて、先生のおつしやつていゝ精神耗弱のところにきていゝのだらうと思ひますが、その精神耗弱の原因が、二つとも蓄膿であるということが私はわかりまして、何か犯罪捜査の上にお役に立つのじやないか、こう考えますので、この点を特に申し上げまして協力の一端にいたしたいと、かように考へております。

○政府委員(中川董治君) ただいま非常に協力的な御発言で、まことに感謝するわけでございます。お話がございました点に基きましてよく調べますが、一言だけお答えしたいのですが、いゝゆるW少年につきましては、一松先生が御指摘になりましたように、犯罪捜査のいろいろな角度から調べて最後に逮捕といふことでなく、本人に事情を聞く、これが常道だと思ひます。本件の場合にはそういうことができなかったのです。と申しますのは、いろいろな角度からつと調べてはゐるが、民衆の方から、この人がおかしい、こ

の人がおかしいといううわさが一ぱい出て、そこに新聞社の方が一ぱい押しかけて行つて、お宅で困られて、これは大へんだから一度警察で調べてくれ、こういう申し出があつたのです。それで、警察では、むしろ向うからそういう、うちでこんなうわさがあつては困るから調べてくれといふことな

んで、一松先生のおつしやつたように、いろいろな角度からいってこの人が怪しいといふので、逮捕はしないまでも、本人から事情を聞くのが正しいと思うのです。本件の場合にはそういうことができなかったという情勢で、できなかつたと申しますのは、住民の方々がおかしいといふので、新聞社の方がつと行つて、カメラをとつてきて、一ぱいとつてくる、それで大へんだといふので、そこで整理するために警察にも行つたから、そういうことと状況であつたといふことだけ申し上げておきます。お話の点はよく調べます。

○委員(古池信三君) この通り魔事件に関する調査は、本日はこの程度にとどめたいと存じます。捜査当局におかれましては、この問題が発生して以来連日連夜非常な御苦心、御勞苦を払つておられることについて深くこれを多といたします。しかし、なお、一般における不安が消えておりませんので、どうか今後一そう御努力あつて、しかも各方面にわたつて、たとえば人権等に対する細心の御注意も払つていただいて、一日も早く犯人を逮捕し、国民の不安を一掃せられますように委員長として切望いたします。

○委員長(古池信三君) それでは、次に、昨年十二月に実施いたしました高知県下における集団暴行事件について、派遣委員の方から報告を聴取することにいたします。

○大川光三君 それでは、私より、派遣委員を代表して御報告を申し上げます。昨年十二月二十三日から二十六日までの四日間、北村陽委員及び私、大川委員が派遣委員と相なりまして、久保調査主事を伴ひ、檢察及び裁判の運営等に関する調査の一環として、高知県高岡郡仁淀村森地区における日教組小林委員長等に対する集団暴行事件について、事件の概要、発生原因、経緯、状況、事件発生前における森地区の動向、事件発生前における現地の警察並びに檢察庁の活動状況等につき、主として人権擁護の立場から調査して参りました。

まず、本事件の調査に當つて、実情を聴取した関係者を申し上げますと、高知県知事、高知県警察本部長、佐川警察署長、高知県教育委員会教育長、高知地方檢察庁次席檢察、高知地方方法務局長、高知県教職員組合委員長、仁淀村長、仁淀村教育委員会委員長、仁淀村議会教育対策委員会委員長、現地駐在調査、父母会代表、非盟休側父母代表、森小学校校長及び同校教職員等であります。

以下、調査事項について順次御説明申し上げますが、時間の関係もございしますので、なるべく簡単に申し上げます。具体的事実関係等に関する詳細は、必要に応じて御説明申し上げますことにいたします。

まず第一に、事件の概要を説明いたします。昭和三十三年十二月十五日午後四時ごろ、小林日教組委員長、東元

県教組委員長、和田清宣部長の一行は高知を出発し、午後七時ごろより仁淀高校地下柔道室において、吾川村、仁淀村両村の小学校の教諭、父兄約四十数名を交えて、仁淀村森地区における動向調査に關し、小林委員長をかくむ懇談会を開きました。が、間もなく父母会会員が徐々仁淀高校に押しかけ、晩悪な空気が認められたので、右懇談会も午後七時三十分ごろ、会場を二階に移しました。午後八時十分ないし三十分ごろ、父母会会員数十名が会場の廊下に集まりまして、中越会長を先頭に、五名が無断で懇談会場に侵入し、小林委員長に対して懇談会の傍聴を要求いたしました。が、会合の性質上傍聴は許せないと申してこれを断つたため、さらに中越会長は話し合いの場を持ちたいと申し込み、一方子供を守る会と父母会との代表者間で話し合いたいとの提案がなされましたが、これは不調に終り、これがため、父母会会員の興奮状態はますます強くなり、そのうちに何者が電灯のスイッチの点滅を始めるとともに、午後十時四十分ごろより袋入り石灰、椅子、火鉢、ミシン等を懇談会場へ投げ出し、廊下に備付の消火器の消火液を浴びせたり、棒で殴打する等により、小林委員長は約三十名に對し、暴行、あるいは傷害を加へ、また憲ガラ

ス、洋服だんす、火鉢などに損害を与へる一方、矢野森小学校校長を別室に連れ出し、強制的に辞表を父母会会長あてに書かした後、午後十一時三十分ごろ引き上げていきました。一方、十二月十六日午前零時過ぎ、森小学校

に押しかけた数十名の者が職員室に侵入し、宿直勤務の同校中内教諭の腕をつかんで廊下に引き出し、廊下及び校庭において殴打し、もつて全治二週間の傷害を与へたのであります。

以上が本事件の概要であります。

次に、事件発生原因について申し上げます。元來事件の因果関係なるものは複雑かつ交錯的なものがありまして、何をもつて決定的事件発生原因なりとなすべきかは容易に判定することができないと考へますので、調査の資料、関係者の意見等に基いて、発生原因とおぼしきものを列挙して委員各位の御参考に供したいと思ひます。

(一) 仁淀村は高知県下でもはなはだしい僻地にあり、村民は純朴である反面、旧弊なところがあり、時代の變転に對する適応性に乏しく、従つて現代思潮の理解に欠けた点があること。

(二) 動向問題の本質の理解の点において、地元教員側、父兄側ともに見解を異にしたため、お互ひに感情闘争に走り、妥協の道が見出せなかつたこと。

(三) 森地区が(一)において述べましたように、封建的思想の強いところであるにもかかわらず、オルグ活動が行われたため、ことさらに住民を刺激する結果となつたこと。

(四) 六月二十八日、校長と父兄側との間に「今後闘争のため児童を犠牲にしない」との協定が結ばれたにもかかわらず、昨年十月二十八日の闘争によつて教員側が一方的にこれを破棄したことが父兄側の憤激を買ひ、父母会結成の因をなした点。

(五) 事件当日の小林委員長来村を總評の動向対策本部設置の準備と憶測したり、あとからオルグ団がトラック

でたくさん来るとの流言飛語が行われたこと。

因 当日は隣部落の神祭で飲酒した者が多かったこと、等であります。

次に、事件発生前における森地区の動静の状況について申し上げます。

高知県教組は、動評反対の目的を達するため、現在までに十次にわたる休職闘争を行なつてきておりますが、森小学校においても、六月二十六日以後十月二十八日までの間に五回にわたり一斉休職を行なつております。これに對して、同小学校の校下民は、そのつど学校当局に對し、一斉休職を思いとどまるよう懇願してきましたが、聞き入れられなかったため、父兄側においては、動評反対のため団体行動をとつて、教員たちから児童が教育を受けることを拒否するために、十月二十九日児童の盟休を実施し、次いで同月三十一日校下民約七百名をもつて父母会を結成し、別途に授業の方法を講ずることとし、同日村教委に校舎の借り入れを申し入れましたが、村教委は、学校校舎の管理権は校長にある旨を回答したため、父母会側は十一月五日校長に對し校舎借り入れの申し入れをし、拒絶されたため、再び村教委に申し込んだ結果、村教委においては、一時の手段として、校舎の一部に父母会側の子弟を収容するようにとの通達を出しました。翌六日、七日夜高知市へおもむき、高知県教育委員会あつせんのもとに、村教育委員会と話し合いをいたしました結果、(一)同盟休校の長期化は違法である。(二)正常登校の児童を阻止することは不法である。(三)教師の登校を

阻止することは不法である。同学校を占拠することは不法である。同学校の管理権は校長にある。因臨時の者を雇ひ入れて自習の管理をすることは法的に見て不法であり、何らの効力を持たない。という六項目を双方が承認いたしました。次いで、同月十一日、学校側と村教育委員会との間で話し合いがなされましたが、結論を得るに至らずして散会し、翌十二日、村教育委員会は独自の考えで、学校管理権は村教育委員会にあることを決議し、西校舎の管理権を校長に委任することとしたので、一つの学校において、非盟休児童は西校舎、盟休児童は東校舎と二組に分れ、変則的狀態のまま事件当日を迎えたのであります。

次に、事件発生前後における警察の活動状況について申し上げます。なお、以下警察の活動状況についての報告は、高知県警察本部の報告を基礎にいたしております。

昨年十月二十八日の休職闘争及び同月二十九日の盟休突入以来両者の対立は激化し、十一月五日から十一月二十三日までの間に八回にわたつて警察官を現地に出勤させ、闘争による混乱の予防鎮圧に努めましたが、その警察官の延べ数は四百六十四名に及んでおり、父母会側において暴行傷害の被疑者として書類送付された件数は十三件に上つております。しかし、十一月二十四日以後、オルグ団の派遣中止以降は特別の事案もなく、変則的狀態ではあるが、一応村内は平靜であり、警備上憂慮すべき事態の発生は見られなかつた模様であります。

東元県教組委員長が県警察本部を訪れ、教組の県教委に對するカン詰事件についての教組幹部の逮捕について、釈放方を要求いたしました。その際、「今日日中に森地区へ行くかもしれない」との発言があつたが、別に警備は求めていなかった旨、土居秘書室長が了承してあります。県警本部として、小林委員長等一行が十二月十五日午後四時ごろ高知を出発して森地区に向つたとの情報を得たので、直ちに所轄警察署を通じて、現地駐在巡査、すなわち名野川は山中巡査、別府は飯尾巡査に對し、その旨を通知しました。

以下、事件発生前後における警察側の具体的行動について、その概略を申し上げます。一方、午後十時三十分ごろ佐川署では、仁淀中学の中平教諭から救援依頼を受理し、直ちにその準備をして、午後十一時ごろ岡林警察署以下六名を佐川署から出発させるとともに、県警本部へ報告をなし、午後十一時五十分ごろ本署、佐川署から両巡査に對し行動を共にするよう電話連絡をなしました。十六日午前零時三十分ごろ岡林警察署一行は両巡査を共にジープに同乗させて仁淀高校に到着し、事件の処理に着手しました。午前零時五十分ごろ事件の発生と被害状況を本署、佐川署へ報告し、本署では事件の概要を県警本部へ報告するとともに、午前一時ごろ西山次長以下十一名が出発し、午前二時三十分ごろ現地に到着いたしました。県警本部では直ちに刑事部長、警備課長等を現地に派遣し、午前三時ごろ現場に到着、特別捜査本部を開設いたしました。なお、本事件については暴行事件容疑者として十二月二十四日現在六名を検挙しております。

以上警察の行動を総合的に検討いたしてみます。現地の山中、飯尾両巡査の行動には時間的に見て多少の疑問がありますが、佐川署と仁淀高校との距離は、自動車で一時間三十分の行程であり、佐川署において救援依頼を受けてから現場到着までの所要時間等については大むね妥当であると思われ、この間ことさらに遅滞ありとすることはできないと考えます。また従来日教組は、高知県教委カン詰事件についても警察の出動を常に非難し、現場の警戒に當つた警察官はしばしば組合員によつて不当干渉なりとしてつるし上げにあつた事実もあり、県教委側等の警備要請には常に消極的になりながら、日教組側の警備については、要請をまたずしてあらかじめ警備をつけるというわけにはいかないと、県警本部は説明いたしております。また事件当時小林委員長に同行した東元県教組委員長は、地元の情勢については十分理解いたしているはずであり、従いまして事件の発生は、被害者側においては全く予見し得なかつたところでありました。

次に、検察庁関係について申し上げます。高知地方検察庁十二月二十四日現在の報告によりますと、十二月十六日午前二時半ごろ、当庁次席検事に對し警察より事件発生が報告あり、さらに午前五時半頃概要報告があつたので、ただちに次席検事を現場に派遣するとともに、当庁須崎支部検察官を現場におもむかしめ、翌十七日には検事正を、十八、二十一の両日には次席検事を現場に派遣する等、また二十二日には検事正みずから現地に出張して直接捜査の指揮に當りました。なお二十

三日勾留状の発せられた被疑者六名に
ついては、現在取調中でありま

次に、高知地方法務局の人権思想の
PRについて申し上げます。高知地方
法務局においては、仁淀村における勤
評闘争の激化に伴い、十二月四、五の
両日には今井人権擁護課長を現地に派
遣して実情を調査するとともに、マイ
クを通じて数回にわたり、十二月十日
が人権デーでもあり、お互いに暴力行
為による不祥事を起さないよう努力す
るよう呼びかける一方、村長、助役に
対しても口頭をもつて不祥事の起らぬ
よう万全の措置をとるよう強く要望し
ております。なお十二月十五日の事件
については直ちに調査に当たっています
が、いまだ結論を出すには至っていな
いとのことであります。

以上で私の報告を終わります。

○委員長(古池信三君) 御質疑のおあ
りの方は御発言をお願いします。

○高田なほ子君 議事進行について。
ただいま御報告を伺わしていただき
まして、私どもとしても、いろいろ御
質問申し上げたい点があるわけですが、
すでに時間一時になつております
ので、委員長におかれては、この御
報告の速記録を早急にわれわれの手元
に渡すようにおとりはからい下さり、
その御報告を詳細にわれわれとしても
研究させていただいて、次回にでも御
質問させていただきたい、こういう運
び方をお願いしたいと思ひます。

○委員長(古池信三君) 承知しまし
た。

○横川正市君 私は、二月三日静岡地
裁に起訴をされた起訴事件について御
質問したいと思ひますが、
これまた時間がないようであります

で、事件の概要だけ御説明願いたいと思
ひます。関係の方はどなたが出席さ
れておりますか。

○委員長(古池信三君) 江口警察庁警
備局長が出席しておられます。
ちよつと速記をとめて。

○委員長(古池信三君) 速記を始め
て。

○横川正市君 事件の起つたのは十二
月の六日、静岡県の安西郵便局で起つ
ておるわけですが、その後、二
月の三日に担当検事の沖永さんが静岡
地裁に起訴をいたしておられます。この
事件の概要について御説明願いたいと思
ひます。

○委員長(古池信三君) ただいま横川
委員からの御質問の件であります、す
なわち静岡県安西局に起つた事件につ
きまして、政府からその経過について
御説明を願うわけでございますが、本
日は警察庁からは江口警備局長、法務
省の方からは竹内刑事局長が御出席に
なつております。関係の点について御
説明をお願いします。

○政府委員(江口俊男君) ただいまの
御質問の事件につきまして、われわれ
の方に報告が参つております。限りに
つきまして御説明を申し上げます。

事案の概要は、全通の静岡地区本部
の中間指令によります年末闘争等に
対しまして、オルグを派遣して下部組
合に対して圧力をかけ、強引な闘争を
行なつたことから組合内部に批判が高
まりまして、特に全通駿河支部、これ
は静岡市と、清水市、庵原郡安倍郡下
の特定局五十三局、九百二十六名の従
業員がございまして、その駿河支部従
業員中には不満を表明する者が多数に

上りつゝあつたことから、静岡市の大
谷特定郵便局員の前駿河支部書記書案
元三十七年等は全通を脱退しまして新
組合を結成せんと、同支部傘下特定郵
便局長及び局員等に対し、秘密裏に説
得活動を進めていたところ、約十三局
がこれに同調し、新組合が結成されよ
うとしていたようでありました。右のよ
うな情勢を探知しました静岡地区本部
では、脱退防止のために組合員に対し
て説得活動を行い、一方局長に対しま
しては点検闘争と称して圧力を加えよ
うとして、十二月五日より静岡市内各
特定郵便局の点検を実施いたしておつ
たのであります。犯罪になりはしない
かということと調べました事実は、静
岡地区本部の書記長鈴木昭司以下七人
でございますが、被疑者らは共謀の上、
点検闘争と称し、昭和三十三年十二
月六日午後零時十五分ごろ静岡市の安
西三丁目六十四番地所在の安西郵便局
に至りまして、郵便局長伊藤淳平が両
手を掲げて繰り返し事務室への立ち入
りを拒否したにもかかわらず、これを
押しつけ、ゆえなく同局事務室に侵入
し、なお前日同時刻ごろ同じ場所にお
いて事務機に向つて坐つておる伊藤淳
平を取り囲んだ上、同人に対し「この
やろう全通を甘く見るな」「特定局長
の不当労働行為は確証がある、お前が
させたらんぞう」などと申し向けたの
ち、机上にあつたそろばんで机をたた
いたり、腕章で机をたたきながら氣勢
をあげて同人の身体に対し危害を加え
まじき態度を示して脅迫し、さらに同
局長に対し「出勤簿を出せ」と迫り、
拒否されるや、「このやろう、どうし
ても見せないのか」と指先で同局長の
顔をこすき、あるいは両手でその右腕

を強く引つ張る等の暴行を加えた上、
「おれたちは体を張つてきたのだ、命
なんか惜しくない。話がつかなければ
いつまでも対決する」と脅迫し、最後
に同局長の所持する出勤簿を抜き取つ
て床の上に投げつけ、これを拾ひ上げ
よりとした同人を阻止するため、その
前後より体を押え、両手首を握る等の
暴行を加え、もつて被疑者七名共同し
て暴行脅迫をしたものである、とい
うのであります。

これに対しまして警察のとりました
措置は、右事件当日の十二月六日午後
一時ごろ、被害者である局長の妻伊藤
君枝、この人も局員であるようであり
ますが、この妻の伊藤君江より所轄静
岡中央署に電話急報があり、直ちに係
員が現場におもむき事情を聴取したと
ころ、暴力行為並びに住居侵入の容疑
が明白であつたので、直ちに現状の実況
検分を行い、被害者及び参考人の供述
調書を作成しまして証拠品を領置し、
事後捜査を続け被疑者を特定するに至
りましたので、十二月十二日、前記七
名の被疑者に対し任意出頭を求め取り
調べましたところ、全被疑者等はいず
れも点検闘争のため現場へおもむいた
ことは認めましたけれども、右の犯罪
事実につきましては否認をいたしました
。しかし警察では被害者及び参考人
の供述で証憑十分と認めまして十二月
十八日地裁に書類を送検いたしましたの
であります。その後はもちろん地裁にお
きまして独自の立場から同事件の検討
を進められておるのであります。た
だいま申されたような結果に相なつた
ものと思ひます。なお先ほど申し上げ
ました郵便局に局長の拒否にもかかわ
らずゆえなく室内に侵入したというあ

とで、前日前場所においてと申し上げ
ましたのは前日ではなく、それに引き
続いてという問題でございまして、同
じ日、その所であることとあります
から訂正いたします。

○委員長(古池信三君) ちよつと速記
をとめて。

○委員長(古池信三君) 速記をつけ
て。

○横川正市君 今回の報告書の中にも
はつきりしているように、警察当局で
は現地におもむいて現地証を、
その被害の実情を調査した上で任意出
頭を調べている。任意出頭の結果書類
送検という格好になつておるわけだ
ね。それから、そのあと地裁は逮捕状
を執行して七名を逮捕いたしました。
その逮捕の結果事実上の取調べが了
つておらないといふことから拘留請求
の準抗告をいたしました。これは裁
判所において却下されたおるわけで
す。その後一つの取調べもしないで起
訴状が作られておるわけですが、そ
ういふうちに今の報告の中からはつきり
受け取れるわけなんです、その間の
事情を、もう少し調べておいていた
きたい。

それからもう一つは、この事件と前
後いたしました家宅捜索を行なつてお
ります、一番先に捜索を行なつてい
る事は、一番先に言われております全通
中国指令に基く強力な闘争から組合の
脱退者が第二組合が作られそう
だつたので、その防止のために点検闘
争云々ということが調査の事項の中に
載つておりますが、警察の調べはそ
うではなしに、これは十二月の六日の
事件の起つた当日午前、これは申

告によりまして局へ組合員が出向いて行つたのでありまして、この事前中に閣指令云々というようなことは、事件の概要では全然これは該当いたしておりません。そういう警察の取調べになつておるようでありまして、その点も十分調べていたかと思ふのであります。

それから第三番目は、これと事件をあとにいたしましてから同局局長並びに妻、それからこの問題に関しては局長と、同じ局員であります妻が告発をされております。その告発された内容は、現在まで行政処置としてはおそれ局長の職にたえずおるものとして部外追放をされるような事件内容を非常にたくさん備えていた。この事実があるから組合の幹部が出向いたということになつてゐるのであります。そのことについてあなたの方の取り調べもはつきりしていただきたいと思います。

同時にこの安西局の局長は、これは全通の団体交渉側の相手局長でありまして、全通の団体交渉を受ける側に立つてゐるわけでありまして、これは全然その公企労法によるところの団体交渉を受ける代表者から除かれた局長ではないに、団体交渉を受ける側の局長の代表者にもなつてゐるわけでありまして、その点の事実について取り調べたかどうか。この点を四項目として十分調べていただきたいと思います。

そのほかたくさんありますが、私はこの起訴状というのを見て、非常にふに落ちかねるものは、事件におもひたのが午後零時十五分でありまして、これは執務時間ではありません。いわゆる休憩時間でありまして、それから

団体交渉をする相手側でありますから、組合の幹部が局所に入つていくことはこれは通例どこでも行われてゐることでありまして、ことに面会人が来て、面会所が特設されておらない場合には、事務室に直接入つていつて局長に面会を求め、こういうふうになるのが通例であります。そうすると、局長はそのとき大体執務中でありましたので、執務が終つてからといつて、これは執務の終わるのを待つておりました。事実上の調べ上ですね。そういう段階で、今言われたように、「このやろやろ全通をあまく見るな」という言葉が飛び出してきて、そのあたりに「特定局長の不当労働行為は確証がある。お前がさせたのだらう」というこの文章は、これは大体その文章を書くつもりで書いたのか、殺しか、たたきをつり張り出すために書いたのか、まことにこれは起訴状として、私は現場から言つて、ふに落ちかねるものであり、しかも国会でこんなことが表現されるというところは全く品位にも関係する問題でもあらうと思ふのであります。そういうふうに執務中を避けて休憩時間に行かれてゐるということ、それから出勤簿を見せたいといふこと、それから不正事実が出勤簿の中に明確に現われておりますから、その出勤簿でどうですかといふことを質問しようとして出勤簿を見せてくれといふことをやつてゐるのですが、この間の時間は十分か十五分でありまして、十分か十五分といふのは、これは警察が明確に認めた点であります。この十分か十五分の間に、起訴状によるところの、この命なんか惜しくない、何ですか、ちよつ

と印刷があれですが、いつまでも決する云々というやうなことで、罪名からいきますと、暴力行為等処罰に關する法律、同法第一条第一項が適用されてゐる。まあこういうことになつてゐるのです。この起訴状の中に私は非常に大きな問題としては、警察が任意出頭で調べて、警察当局は、たとえばそろばんで机をたたいた、腕章で机をたたいたといふことは相手を脅迫する行為だと私の方では考えました。しかしそのことが、こういうその事件に達するといふふうには警察当局は考えないのですから、書類送検を行なつた。書類送検を行なつたところが検事は七名の逮捕を行なつた。しかもその逮捕も任意出頭を——十九日の日の午前にはこれは事務官が出向いて来ておられますが、そこで二十二日の日に出現いたしました、そういうふうに出頭することを確約し、しかもそれを今度はその事務官が帰つたあと、さらに檢察当局へ担当者から、十九日からは会議のために出席できないといふことを言つて、二十二日には出席するといふことをさらに確認をいたして、回答をいたしておられますが、それにもかかわらず二十日の日の早朝七時何分かに大塚自宅へ立ち入つて逮捕しておるといふ事件なんでありまして、これは、そういう任意出頭をこれは認めて、任意出頭に應ずるといふことを回答しておるのに、こういうことになつたといふことは、この起訴状の中からも全然見受けられておらない。私はこれはでつち上げをされてゐるやうなところが非常に多いと思ふのです。それは第一番先に言われたように、全通の闘争の中に一環として行われたという筋書

を作り、そして警察は任意出頭で調べたのだが、檢察当局はこれを逮捕で調べるといふ威嚇、脅迫を行なつて、事実の問題からこれを何か意図して拡大するといふ、こういう事件の扱いが非常に明らかだ、こういうふうにして、私もこの案件を現地にいきまして、警察当局それから検事正、不幸にして内田主席検事には会へませんでした。したが、検事正、さらに拘留、それから準抗告等の問題等で裁判所といふふうになつてみて、結果的にこの案件それ自体がきつめて檢察当局の何といひますか、強硬な手段に出なければならなかつた事情といふのは、事件ではなしにその背景に何かあることを予知して捜査された。しかもそれには不当逮捕をもあえて行なつてこれをでつち上げようとしたといふ事件の概要をわれわれとしては見れるわけなんです。同時にまた検事正に會つてこの点についていろいろ質問したときに、検事正は、事件の概要を聞きながら、私どもに非常にあいまいに、どうも私がやればこういうことをしないのだといふやうな言い方をする答弁をしてゐるわけなんです。ですから私もは事実上犯罪が起つてゐる、そういう事実を認めてゐるのならば、なぜ局長側の犯罪について、あなたたちは現地確認をしないで、そこに行つて、まだ話し合ひもしないうちに起つた行為に對してこういう行為をとつたのか、という点については、これは全然言葉をあいまひにして答弁をしておらないという状況でした。ただ私は、この事件は、今あなたの概況と、それから起訴状によるところの内容とおおよそ違ふものである。こういう事実を申

し上げたのであります。そういう点から今申した四点について十分調査をした上で、次の委員会では私も明らかにしていただきますから御答弁願ひたい。

○委員長(古池信三君) 本件の調査につきましては、次回に続行することにいたします。

○亀田得治君 私ちよつとこの前警察庁に要請いたしまして出していただきまして書類について、再度一つ警察側で調べることをこの際求めておきたいと思ひます。それは大教組の事件について、二月一日授業の打ち合せに行つた際にそれを会々なかつた問題ですが、警察側の報告文書によりますと、同日午後四時ごろ教頭が弁護士と一緒にやつてきた、この書かれておる。この点が私は非常に大事だと思ふのです。事実関係が私が報告を受けておるのとは全然違ふ。こういう報告書にあるやうなことであれば、これは相当事情が違つた判断が出てくると思ひます。しかし当日は、真相は朝早くから東成署に行つておつたのです。時間が全然違ふ。これは重要なことですから、そういう事実関係の確認書といふものを、当時つと立ち會つていた市川弁護士からも、特に本人の判を押さしてもらつてゐる。だからこの点が決定的な点ですから、これは一つ再度調べてほしい。その上で一つ議論をしたい。それから早朝に行つておつて、もし会々なかつたことが事実なら、私はただではこれは放置できない。しかしあなたのおつしやるやうな書面の通りのことであれば、これは私も少し考え方があらうかと思ひます。どうですか、この点。

○政府委員(江口俊男君) わかつておる限りお答えいたします。

私のところでもいろいろ疑問がございまして、何れも問ひ合してそういう書類になっておるわけでありまして、亀田委員のこの前おっしゃった通り、正規な校長先生の依頼書といひますか、面会されてくれという書類を教頭さんが持つてこられた時間はこれに書いた通りであります。その前に書類はだれかほかの人が持つておるけれども、こういう話があつたから会わしてくれないかと言われたのは、その前に午後一時二十分にそういう話が出た事実はあります。しかしながら、それは係員が南署にある捜査本部の責任者のところにこういう申し出があるというのを伝えたところが、しかしそういうのをほかの人が持つておるといふだけでははつきりしないじやないかというようなことや、現在取調への最中だから、もうちよつと待つてもらえという指示を受けて、その際はやつておりますけれども、これはしかしこの前亀田委員がおっしゃったように書類を持つて教頭がやつてきたというわけじやなしに、だれかが持つておるといふことをそのとき言われたようであります。午後四時というものは、この前御指摘のように、ちゃんとした校長の公文書を持つて交渉に来たという時間でございます。

○亀田得治君 それでは、その午後四時に至るまでのやつを一つ書いて下さい。こういうことはちよつとしたことですから聞き違ひがあつてもなりませんの、警察ではどういふふうに言うておるのか、その辺、たとえば文書があつてあつてもそういう授業の打ち合せの申し出ということがあれば、当然これは善処すべきものだと思つております。別に授業を担当されておる教師であるということを知らぬわけでもないから、そんなことでもそつとつけるわけでもない、隠せるものでもない。だから議論はあとにして、午後四時以前、突然午後四時に出てきたことではないということはあなたも今おっしゃつておるようですから、ともかく二月一日の経過、午後四時までの経過をも一つどういふふうに警察が把握しておるのか出してもらいたい。

○高田なほ子君 先ほどの静岡県の安西局事件について、二月六日に全通の労組の静岡地区本部の書記長の鈴木昭司さんから静岡地方検察内河野博さんに対して質問状が出ておるわけですが、その質問状について回答がされておらないように聞いておりますが、もしこの静岡地方検察庁が書記長鈴木昭司氏の質問状に対して回答があれば、それらの資料を御調査の上からうだいしたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 先ほど来御質問の点は、私の方の所管に属する事項のように思ひます。ただいまの点調査いたしましたして、次回にお答え申し上げます。

○亀田得治君 ちよつと私も、ほつぽつ資料を要求するのはなんでしょうから、追加して求めておきたいと思ひます。

先ほどの横川君から提起された問題ですが、この犯罪正否の実態の關係はこの段階では何といひますか、裁判所の問題にならうかと思ひますが、一番私遺憾に思ふのは、警察では任意捜査をやつて、そして關係者が出て

いつて供述もしておる事件、それを検察庁の呼び出しがかかつてきて、そしてこちらの調べによると、十九日に来てくれと検察庁が言うてきた、十九日には組合の会議があるから二十二日ごろにしてほしいというふうに返事をしておる、そういう事件について逮捕状を執行するといふことは、これは私は間違ひだと思ひます。警察段階ですら任意捜査をやつてきておる、そして供述までちゃんとされておるものですか。こういうことをやるから事件そのものよりもとかくいやがらせと弾圧という印象を外部に与える。私はこの理由を一つ説明してほしい。ほんとうに強制捜査やるなら警察の段階から始まりますね、普通は。これは理由と言へばおそろしくいろいろ理由はつけられるでしょうが、どうも私はこの一点がこの事件では非常にはつきりしない、どうぞ一つ一緒に説明していただきたい。

○政府委員(竹内壽平君) 先ほど横川委員の御依頼の点もございまして、ただいまの御依頼の点も合せまして、十分調査いたしましたして、次回に答弁させていただきます。それでは次回に答弁させていただきます。

○委員(古池信三君) それでは次回の予定を申し上げておきます。

次回二月十七日火曜日午後一時から開会いたします。

議案としては、裁判官の報酬等に関する法律の一部改正案、検察官の俸給等に関する法律の一部改正案並びに裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、以上についての質疑を行いますと同時に検察及び裁判の運営、等に関する調査を行いたいと考えます。

なお、零時五十分より委員長及び理事打合会を開く予定であります。

それでは、本日は、これをもって散会いたします。

午後一時三十九分散会

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「その最高額の」を「別表の判事の最高額の」に改める。

第十五条中「判事補及び」を「判事、判事補及び」に改め、「第二条の規定にかかわらず」の下に「判事にあつては八万円」を加え、「六万二千四百円」を「六万七千二百円又は六万二千四百円」に改める。

別表判事の項を次のように改める。

別表判事補及び簡易裁判所判事の各項目「二六、三〇〇円」を「一六、五〇〇円」に改める。

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条中「八万円」を「八万三千八百四十円」に、「五万一千円又は四万四千四百円」を「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十円」に、「六万七千二百円又は六万二千四百円」を「七万五千六百四十円又は六万五千四百九十円」に改める。

第十六条 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官に対する恩給、退職手当若しくは寒地手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、暫定手当の月額のうち最高裁判所が定める額は、報酬とみなす。

別表判事、判事補及び簡易裁判所判事の各項目を次のように改める。

判事 七八、〇〇〇円

判事 七五、〇〇〇円

判事 七二、〇〇〇円

判事 六七、二〇〇円

判事 六二、四〇〇円

判事 五七、六〇〇円

判事 五三、二〇〇円

判事 五三、二〇〇円

判事 五三、二〇〇円

判事 五三、二〇〇円

判事 五三、二〇〇円

判事 五三、二〇〇円

[illegible]

十号	二七、四七〇円
十一号	一四、七五〇円
十二号	二〇、二三〇円
十三号	一九、二〇〇円
十四号	一七、三三〇円

附則

1 この法律中第二条の規定は昭和三十四年十月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

2 昭和三十四年三月三十一日において第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律別表に掲げる一号から五号までの報酬を受ける判事(判事の報酬月額による報酬を受ける簡易裁判所判事を含む。)の同年四月一日における報酬の号は、それぞれ三号、四号、五号、六号及び七号とする。

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正す
る。

第九条中「検事及び」及び「検事にあつては七万二千円、副検事にあつては」を削る。
別表検事の項を次のように改める。

一 号	七 八、〇〇〇 円
二 号	七 五、〇〇〇 円
三 号	七 二、〇〇〇 円
四 号	六 七、二〇〇 円
五 号	六 二、四〇〇 円
六 号	五 七、六〇〇 円
七 号	五 三、二〇〇 円
八 号	五 一、〇〇〇 円
九 号	四 四、四〇〇 円
十 号	四 一、〇〇〇 円
十 一 号	三 七、〇〇〇 円
十 二 号	三 三、五〇〇 円

十三号	三〇、四〇〇円
十四号	二八、四〇〇円
十五号	二六、二〇〇円
十六号	二三、六〇〇円
十七号	一九、三〇〇円
十八号	一八、三〇〇円
十九号	一六、五〇〇円

別表副検事の項中「一六、三〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一四、七〇〇円」に改める。

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条中「五万一千円又は四万四千四百円」を「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十円」に改める。

別表検事及び副検事の各項を次のように改める。

検事	一 号	八一、七二〇円
	二 号	七八、七五〇円
	三 号	七五、六五〇円
	四 号	七〇、五六〇円
	五 号	六五、四九〇円
	六 号	六〇、四二〇円
	七 号	五五、七八〇円
	八 号	五三、四二〇円
	九 号	四六、五八〇円
	十 号	四三、〇三〇円
	十一号	三八、八一〇円
	十二号	三五、一三〇円
	十三号	三一、八七〇円
	十四号	二九、七六〇円
	十五号	二七、四七〇円

副検事	十六号	二四、七五〇円
	十七号	二〇、二三〇円
	十八号	一九、二〇〇円
	十九号	一七、三三〇円
	一 号	四三、〇三〇円
	二 号	三八、八一〇円
	三 号	三五、一三〇円
	四 号	三一、八七〇円
	五 号	二九、七六〇円
	六 号	二七、四七〇円
	七 号	二四、七五〇円
	八 号	二〇、二三〇円
	九 号	一九、二〇〇円
	十 号	一七、三三〇円
	十一号	一六、三八〇円
	十二号	一五、四三〇円

第三条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項中「前項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 検事総長、次長検事及び検事長に対する恩給、退職手当若しくは寒冷地手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、前項の規定による暫定手当の月額のうち法務大臣が大蔵大臣と協議して定める額は、俸給とみなす。

附則

1 この法律中第二条及び第三条の規定は昭和三十四年十月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

2 昭和三十四年三月三十一日において第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律第九条に定める俸給月額の俸給を受ける検事は、同年四月一日において別表に掲げる三号の俸給を受けるものとし、同年三月三十一日において第一条の規定による改正前の同法別表に掲げる一号から十六号までの俸給を受ける検事の同年四月一日における俸給の号は、それぞれ四

号、五号、六号、七号、八号、九号、十号、十一号、十二号、十三号、十四号、十五号、十六号、十七号、十八号及び十九号とする。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(衆)

鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案

鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律

鉄道公安職員の職務に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

(運輸省設置法の一部改正)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第二十七条第一項第五号中「鉄道公安職員の指名及びその職務の監督並びに」を削る。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正)

3 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「鉄道公安職員を含むものとし、」を削る。

(経過規定)

4 この法律の施行前に、証人等の被害についての給付に関する法律に規定する刑事事件に関し、鉄道公安職員に対し同法に規定する供述をし、又はその供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。